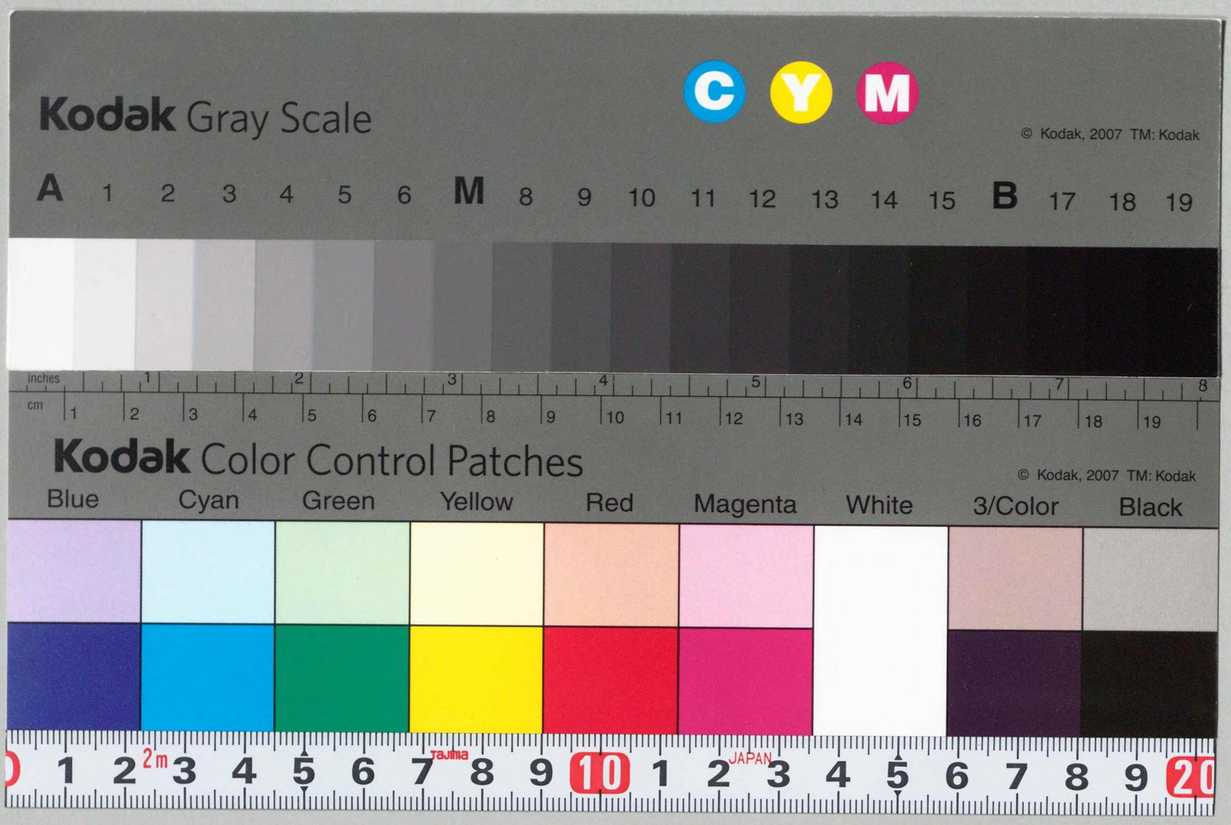



禁帯出

CZ-4-3
*1200404246282*

第十七回国会制定法
第十八回国会制定法

参議院法制局

国立国会図書館

2091
CZ 4 3

# 第十七回<br>第十八回 国会制定法

第十七回会期 {昭和28年10月29日から<br>昭和28年11月 7日まで}

第十八回会期 {昭和28年11月30日から<br>昭和28年12月 8日まで}

参議院法制局

# 第十七回国会制定法

会　期 {昭和28年10日29日から<br>昭和28年11月7日まで}

参議院法制局

国立国会
29.1.29
図書館
K 5909

~~320.91 Sa594k~~
CZ
4
3

# 凡例

一、本書は、第十七回国会（臨時会）（昭和二十八年十月二十九日から昭和二十八年十一月七日まで）を通過して公布された法律十七件〔内閣提出十五件、衆議院議員提出二件〕を収録した。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて配列した。

三、公布番号順の目次、五十音順の件名索引及び部門別索引を掲載した。

右の目次、件名索引及び本文中「（衆法）」と表示してあるのは、衆議院議員提出の法律案であることを示し、その他は、すべて内閣提出のものであることを示す。

国立国会図書館
29.1.29
K 5909

# 目　次


農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律（昭和二十八年十一月九日公布）……一
昭和二十八年度における特別鉱害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律（昭和二十八年十一月九日公布）……二
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律（昭和二十八年十一月十二日公布）……三
日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年十一月十二日公布）……五
建設省設置法の一部を改正する法律（昭和二十八年十一月十四日公布）……九
奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年十一月十六日公布）……一〇
昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律（昭和二十八年十一月十六日公布）……一三
昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律（昭和二十八年十一月十六日公布）……一七
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律（昭和二十八年十一月十六日公布）……二〇
昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法（昭和二十八年十一月十六日公布）



○法律第二百六十二号
○法律第二百六十三号
○法律第二百六十四号
○法律第二百六十五号
○法律第二百六十六号
○法律第二百六十七号
○法律第二百六十八号
○法律第二百六十九号
○法律第二百　七　十号
○法律第二百七十一号

目　次


○法律第二百七十二号（衆法）……昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律（昭和二十八年十一月十六日公布）……二三

○法律第二百七十三号……市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年十一月十六日公布）……二五

○法律第二百七十四号……昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年十一月十六日公布）……二六

○法律第二百七十五号……昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律（昭和二十八年十一月十六日公布）……二九

○法律第二百七十六号……農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和二十八年十一月十六日公布）……三〇

○法律第二百七十七号……昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律（昭和二十八年十一月十六日公布）……三一

○法律第二百七十八号……昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律（昭和二十八年十一月十六日公布）（衆法）……三二




国立国会図書館蔵書

# 件名索引（五十音順）

○印は、第十七回国会を通過した法律を示す。

△印は、右法律によって改廃された法律を示す。

例えば、

△農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二五―法二九）の一部改正（昭二八―法二六二）とあるのは、昭和二十八年法律第二百六十二号（農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律）によって、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二五―法二九）が一部改正されたことを示す。


（あ）

○奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭二八・一一・一六・法二六七）……10

（お）

△大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二四―法三一）の一部改正（昭二八―法二六二）……一

（け）

○建設省設置法の一部を改正する法律（昭二八・一一・一四・法二六六）……九

（し）

○市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・一一・一六・法二七三）……三五

○昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法（昭二八・一一・一六・法二七一）（衆法）……三

○昭和二十八年度における特別鉱害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律（昭二八・一一・九・法二六三）……二

○昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律（昭二八・一一・一六・法二七五）……二九

○昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭二八・一一・一六・法二七四）……二六

○昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律（昭二八・一一・一六・法二六八）……三

改題――「昭二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法

律」
○昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律（昭二八・一一・一六・法二六九）……一七
改題――「昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法」
○昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律（昭二八・一一・一六・法二七二）……一三
改題――「昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法」
○昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律（昭二八・一一・一六・法二七七）……一三
改題――「昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律」
○昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律（昭二八・一一・一六・法二七八）（衆法）……一三
△昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法（昭二八―法二一九）の一部改正（昭二八―法二六八）……一四
改題――「昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法」
△昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律（昭二八―法二二二）の一部改正（昭二八―法二六八）……一三
改題――「昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律」
△昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律（昭二八―法二三九）の一部改正（昭二八―法二六八）……一四
改題――「昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律」
△昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法（昭二八―法二四九）の一部改正（昭二八―法二六八）……一三
改題――「昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法」
△昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法（昭二八―法二五〇）の一部改正（昭二八―法二六八）……一三
改題――「昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法」
△昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法（昭二八―法二五二）の一部改正（昭二八―法二六八）……一三
改題――「昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法」
△昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法（昭二八―法二五六）の一部改正（昭二八―法二六八）……一四
改題――「昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法」
△昭和二十八年六月及び七月における大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法（昭二八―法二三〇）の一部改正（昭二八―法二六九）……一八
改題――「昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法」
△昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法（昭二八―法二三一）の一部改正（昭二八―法





九月の風水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法」
△昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法（昭二八―法二五〇）の一部改正（昭二八―法二六八）……一三
改題――「昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法」
△昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法（昭二八―法二五二）の一部改正（昭二八―法二六八）……一三
改題――「昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法」
△昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法（昭二八―法二五六）の一部改正（昭二八―法二六八）……一四
改題――「昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法」
△昭和二十八年六月及び七月における大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法（昭二八―法二三〇）の一部改正（昭二八―法二六九）……一八
改題――「昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法」
△昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法（昭二八―法二三一）の一部改正（昭二八―

二六九）……一八
改題――「昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法」
△昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（昭二八―法二三二）の一部改正（昭二八―法二六九）……一八
改題――「昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法」
△昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法（昭二八―法二三四）の一部改正（昭二八―法二七〇）……二〇
改題――「昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する特別措置法」
△昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律（昭二八―法二三五）の一部改正（昭二八―法二七〇）……二〇
改題――「昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律」
△昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律（昭二八―法二二八）の一部改正（昭二八―法二七二）……二二
改題――「昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律」
△昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法（昭二八―法二四一）の一部改正（昭二八―法二七二）……二三
改題――「昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法」
△昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭二八―法二四二）の一部改正（昭二八―法二七七）……二三
改題――「昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法」
△昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律（昭二八―法二六一）の一部改正（昭二八―法二七七）……二三
改題――「昭和二十八年六月及び七月の大水害地域並びに同年八月及び九月の風水害地域における自転車競技法の特例に関する法律」



（に）
○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律（昭二八・一一・一二・法二六四）……三
○日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭二八・一一・一二・法二六五）……五
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律（昭二七―法一一三）の一部改正（昭二八―法二六四）……三
（の）
○農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律（昭二八・一一・九・法二六二）……一
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭二八・一一・一六・法二七六）……三〇
○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律（昭二八・一一・一六・法二七〇）……三〇
△農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二五―法二九）の一部改正（昭二八―法二六二）……一
△農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二七―法五〇）の一部改正（昭二八―法二六二）……一

# 部門別索引

一　第十七国会（昭和二十八年十月二十九日召集、昭和二十八年十一月七日閉会）で制定した法律十七件を十部門に分類して掲載した。

二　制定法律の次に△の記号を冠して制定法律によつて改廃された部門別法令の件名を掲載した。カッコの中の記載件名がその法令を改廃した法律である。

例えば△昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例に関する法律（昭二八法二二八）の一部改正――（昭二八法一七二昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律による）……二三

## 第一　国家行政組織関係


○建設省設置法の一部を改正する法律（昭二八・一一・一四法二六六）……九


## 第二　公務員関係


△昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例に関する法律（昭二八法二二八）の一部改正――（昭二八法一七二昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律による）……二三

第三　地方行政・治安関係

○奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭二八・一一・一六法二六七）……一〇

○昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律（昭二八・一一・一六法二六八）……一三


## 第四　裁判所・法務関係


○日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律（昭二八・一一・一二法二六四）……三

○日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭二八・一一・一二法二六五）……五

## 第五　財政・金融関係

○農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律（昭二八・一一・九法二六二）……一
○昭和二十八年度における特別鉱害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律（昭二八・一一・九法二六三）……二
○昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律（昭二八・一一・一六法二七二）……三
△大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二四法三一）の一部改正――（昭和二八法二六二農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律による）……一
△日本国とアメリカ合衆国との安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律（昭二七法一一三）の一部改正――（昭二八法二六四日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律による）……三
△農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二五法二九）の一部改正――（昭二八法二六二農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律による）……一

## 第六　産業・経済関係

○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律（昭二八・一一・一六法二七〇）……二〇
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭二八・一一・一六法二七六）……三〇
○市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・一一・一六法二七三）……三五
○昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法（昭二八・一一・一六法二七一）……三
○昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭二八・一一・一六法二七四）……二六
○昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律（昭二八・一一・一六法二七五）……一
○昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律（昭二八・一一・一六法二七七）……三
○昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律（昭二八・一一・一六法二七八）……三三
△昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律（昭二八法二三五）の一部改正――（昭二八法二





七〇農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律による）……三〇
△昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法（昭二八法二三四）の一部改正――（昭二八法二七〇農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律による）……三三
△昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法（昭二八法二四一）の一部改正――（昭二八法二七二昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律による）……三三
△昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭二八法二四二）の一部改正――（昭二八法二七七昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律による）……三五

## 第七　交通・通信・建設関係

△昭和二十八年六月及び七月の大水害による自転車競技法の特例に関する特別措置法（昭二八法二六〇）の一部改正――（昭二八法二七昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律による）……三
△昭和二十八年六月及び七月の大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律（昭二八法二二二）の一部改正――（昭二八法二六八昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律による）……三
△昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法（昭二八法二五六）の一部改正――（昭二八法二六八昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律による）……四
△昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法（昭二八法二五七）の一部改正――（昭二八法二六八昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律による）……五

## 第八　教育・文化関係

△昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法（昭二八法二五〇）の一部改正――（昭二八法二六八昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律による）……三
△昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法（昭二八法二五一）の一部改正

――（昭二八法二六八昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律による）……一三
△昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法（昭二八法二四九）の一部改正――（昭二八法二六八昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律による）……一三

## 第九　厚生関係

○昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律（昭二八・一一・一六法二六九）……一七
――――――――
△昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（昭二八法二三二）の一部改正――（昭二八法二六九昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律による）……一八
△昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法（昭二八法二三一）の一部改正――（昭二八法二六九昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律による）……一八

## 第十　労働関係

△昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律（昭二八法二三九）の一部改正――（昭二八法二六八昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律による）……一四
△昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法（昭二八法二九）の一部改正――（昭二八法二六八昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律による）……一四

## 法律第二百六十二号　（昭和二十八年十一月九日公布）

### ◉農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律

**第一条**　政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足を補てんするため、昭和二十八年度において、一般会計から八十五億円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2　政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六条第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般会計に繰り入れなければならない。

3　農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和二十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

**第二条**　政府は、昭和二十八年度における農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳出の財源に充てるため、同勘定の積立金を、同勘定の歳入に組み入れることができる。

**附　則**

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二項を次のように改める。

## 第二六二号

2　政府は、前項の大蔵省預金部特別会計への繰入金については、後日、同会計（同会計の資産及び負債が資金運用部特別会計に帰属した後は、資金運用部特別会計）から、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

3　政府は、第一項の農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入金については、後日、同勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六条第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般会計に繰り入れなければならない。

4　農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和二十七年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第二項中「予算の定めるところにより、」を削る。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

## 法律第二百六十三号（昭和二十八年十一月九日公布）

### ◉昭和二十八年度における特別鉱害復旧特別会計の交付金の支払財源に充てるための資金運用部からする借入金に関する法律

1　政府は、昭和二十八年度において、昭和二十八年六月及び七月の大水害によりすみやかにその復旧を行う必要を生じた特別鉱害（特別鉱害復旧臨時措置法（昭和二十五年法律第百七十六号）第二条第二項に規定する特別鉱害をいう。）に係る同法第二十七条の規定による交付金の支払財源に充てるため、同法第二十三条第三項の規定にかかわらず、特別鉱害復旧特別会計の負担において、資金運用部から一億二千万円を限り、借入金をすることができる。

2　特別鉱害復旧特別会計法（昭和二十五年法律第二百七十一号）第三条の規定にかかわらず、前項の規定による借入金は、特別鉱害復旧特別会計の歳入とし、その借入金の償還金及び利子は、同会計の歳出とする。

3　第一項の規定による借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

4　政府は、第一項の規定による借入金については、後日、特別鉱害復旧特別会計から、その償還金及び利子に相当する金額を、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）





## 法律第二百六十四号（昭和二十八年十一月十二日公布）

### ◉日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法の一部を改正する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十条中「合衆国軍隊の使用する施設又は区域」を「合衆国軍隊がその権限に基いて警備している合衆国軍隊の使用する施設又は区域」に、「承認を受けて」を「同意を得て」に改め、「検察官若しくは司法警察職員から」を削り、同条に次の一項を加える。

2　死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設又は区域内において逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。

第十一条の見出し中「施設又は区域外で」を削り、「合衆国軍隊要員」を「合衆国軍隊の構成員又は軍属」に改め、同条第一項中「合衆国軍隊の使用する施設又は区域外で」を削り、「合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族（以下「合衆国軍隊要員」という。）であることを確認したときは、」を「合衆国軍隊の構成員又は軍属であり、且つ、その者の犯した罪が行政協定第十七条第三項(a)に掲げる罪のいずれかに該当すると明らかに認めたときは、」に改める。

第十二条第一項中「行政協定第十七条第三項(b)又は(c)による引渡の通知があつた場合」を「合衆国軍隊から日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合」に改める。

第十三条第一項中「合衆国軍隊の使用する施設若しくは区域」を「合衆国軍隊がその権限に基いて警備している合衆国軍隊の使用する施設若しくは区域」に改め、「以下同じ。」を削り、「承認を受けて」を「同意を得て」に改め、同条第二項を削る。

第十八条第一項、第三項及び第四項中「合衆国軍隊要員」を「合衆国軍隊の構成員、軍属又は合衆国の軍法に服する家族」に改める。

**附　則**

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　検察官又は司法警察員は、逮捕された者が合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族であり、且つ、その者の犯した罪が昭和二十八年十月二十九日前の行為に係るものであることを確認したときは、この法律による改正後の第十一条第一項の規定により引渡をなすべき場合に該当しない場合においても、刑事訴訟法の規定にかかわらず、直ちに被疑者を合衆国軍隊に引き渡さなければならない。

3　司法警察員は、前項の規定により被疑者を合衆国軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。

4　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「合衆国軍隊の使用する施設及び区域」を「合衆国軍隊がその権

限に基いて警備している合衆国軍隊の使用する施設及び区域」に、「承認を受けて」を「同意を得て」に改める。

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）



## 法律第二百六十五号（昭和二十八年十一月十二日公布）

### ◉日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　刑事手続（第二条―第十二条）
附則

#### 第一章　総則

（定義）

**第一条**　この法律において「議定書」とは、日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書をいう。

2　この法律において「派遣国」とは、千九百五十年六月二十五日、六月二十七日及び七月七日の国際連合安全保障理事会決議並びに千九百五十一年二月一日の国際連合総会決議に従つて朝鮮に軍隊を派遣したアメリカ合衆国以外の国であつて、議定書に署名し、且つ、日本国との間に議定書の効力が発生したものをいう。

3　この法律において「国際連合の軍隊」とは、派遣国が前項に規定する諸決議に従つて朝鮮に派遣した陸軍、海軍及び空軍であつて、日本国内にある間におけるものをいう。

4　この法律において「国際連合の軍隊の構成員」とは、国際連合の軍隊に属する人員で、現に服役中のものをいう。

5　この法律において「軍属」とは、派遣国の国籍を有する文民（派遣国及び日本国の二重国籍者については、当該派遣国が日本国内に入れた者に限る。）で、当該国際連合の軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国内に在留する者を除く。）をいう。

6　この法律において「家族」とは、左に掲げる者（日本国の国籍のみを有する者を除く。）をいう。

一　国際連合の軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一歳未満の子

二　国際連合の軍隊の構成員又は軍属の父、母及び二十一歳以上の子で、その生計費の半額以上を当該国際連合の軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

#### 第二章　刑事手続

（施設内の逮捕等）

**第二条**　国際連合の軍隊がその権限に基いて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における逮捕、勾引状又は勾留状の執行その他人身を拘束する処分は、当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は当該国際連合の軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。

2　死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設内で逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。

（逮捕された国際連合の軍隊の構成員又は軍属の引渡）

**第三条**　検察官又は司法警察員は、逮捕された者が国際連合の軍隊の構成員又は軍

属であり、且つ、その者の犯した罪が議定書の附属書第三項(a)に掲げる罪のいずれかに該当すると明らかに認めたときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者を当該国際連合の軍隊に引き渡さなければならない。

2　司法警察員は、前項の規定により被疑者を国際連合の軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。

（国際連合の軍隊によつて逮捕された者の受領）

**第四条**　検察官又は司法警察員は、国際連合の軍隊から日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡を受け、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその引渡を受けさせなければならない。

2　検察官又は司法警察員は、引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げてその者の引渡を受け、又は受けさせなければならない。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。

3　前二項の場合を除く外、検察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取つた後、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による引渡があつた場合には、刑事訴訟法第百九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。但し、同法第二百三条、第二百四条及び第二百五条第二項に規定する時間は、引渡があつた時から起算する。

（施設内の差押、捜索等）

**第五条**　国際連合の軍隊がその権限に基いて警備している国際連合の軍隊の使用する施設内における、又は国際連合の軍隊の財産についての捜索（捜索状の執行を含む。）、差押（差押状の執行を含む。）又は検証は、当該国際連合の軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員から当該国際連合の軍隊の権限ある者に嘱託して行うものとする。但し、裁判所又は裁判官が必要とする検証の嘱託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。

（日本国の法令による罪に係る事件についての捜査）

**第六条**　議定書により派遣国の軍事裁判所が裁判権を行使する事件であつても、日本国の法令による罪に係る事件については、検察官、検察事務官又は司法警察職員（鉄道公安職員を含む。）は、捜査をすることができる。

2　前項の捜査に関しては、裁判所又は裁判官は、令状の発付その他刑事訴訟に関する法令に定める権限を行使することができる。

（証人の出頭等の義務）

**第七条**　派遣国の軍事裁判所の嘱託により、裁判官から派遣国の軍事裁判所に証人として出頭すべき旨を命ぜられ、又は派遣国の軍事裁判所において宣誓若しくは証言を求められた者は、これに応じなければならない。

2　前項の者が、正当な理由がないのに、出頭せず、又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、一万円以下の過料に処する。

（証人の勾引についての協力）





**第八条**　正当な理由がないのに、前条第一項の規定による裁判官の出頭命令に応じない証人について派遣国の軍事裁判所から嘱託があつたときは、裁判官は、その証人に対して勾引状を発して、これを派遣国の軍事裁判所に勾引することができる。

2　前項の勾引状には、派遣国の軍事裁判所の嘱託の趣旨を記載しなければならない。

3　第一項の勾引状は、検察官の指揮により、司法警察職員が執行する。

4　刑事訴訟法第七十一条及び第七十三条第一項前段の規定は、第一項の規定による勾引に準用する。

（書類又は証拠物の提供等）

**第九条**　裁判所、検察官又は司法警察員は、その保管する書類又は証拠物について、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すことができる。

（日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件についての協力）

**第十条**　検察官又は司法警察員は、国際連合の軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、当該国際連合の軍隊の構成員、軍属又は当該派遣国の軍法に服する家族の逮捕の要請を受けたときは、これを逮捕し、又は検察事務官若しくは司法警察職員に逮捕させることができる。

2　国際連合の軍隊から逮捕の要請があつた者が、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にいることを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官の許可を得て、その場所に入りその者を捜索することができる。但し、追跡されている者がその場所に入つたことが明らかであつて、急速を要し裁判官の許可を得ることができないときは、その許可を得ることを要しない。

3　第一項の規定により国際連合の軍隊の構成員、軍属又は当該派遣国の軍法に服する家族を逮捕したときは、直ちに検察官又は司法警察員から、その者を当該国際連合の軍隊に引き渡さなければならない。

4　司法警察員は、前項の規定により国際連合の軍隊の構成員、軍属又は当該派遣国の軍法に服する家族を引き渡したときは、その旨を検察官に通報しなければならない。

**第十一条**　検察官又は司法警察員は、派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況見分をし、又は書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求めることができる。

2　検察官又は司法警察員は、検察事務官又は司法警察職員に前項の処分をさせることができる。

3　前二項の処分に際しては、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、その処分を受ける者に対して派遣国の軍事裁判所又は国際連合の軍隊の要請による旨を明らかにしなければならない。

4　正当な理由がないのに、第二項又は第二項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の処分を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の過料に処する。

（刑事補償）

**第十二条**　刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の適用については、派遣国の軍

事裁判所又は国際連合の軍隊による抑留又は拘禁は、刑事訴訟法による抑留又は拘禁とみなす。

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）





## 法律第二百六十六号（昭和二十八年十一月十四日公布）

### ◉建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に掲げる部の外、中部地方建設局に、臨時に海岸堤防建設部を置く。

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

（建設・内閣総理大臣署名）

法律第二百六十七号（昭和二十八年十一月十六日公布）

## ◉奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律

（この法律の趣旨）

**第一条** この法律は、旧鹿児島県大島郡の区域で北緯二十九度以南にあるもの（以下「奄美群島」という。）の復帰に伴い、法令の適用についての必要な暫定措置等を定めるものとする。

（法令の施行の停止及びこれに伴う措置）

**第二条** 奄美群島には、左の各号に掲げる法令は、それぞれ政令で定める日までは施行しない。

一 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）
二 国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）
三 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）
四 国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）
五 骨牌税法（明治三十五年法律第四十四号）
六 酒税等の徴収に関する法律（明治四十四年法律第四十五号）
七 取引所税法（大正三年法律第二十三号）
八 物品税法（昭和十五年法律第四十号）
九 通行税法（昭和十五年法律第四十三号）
十 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）
十一 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）
十二 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）
十三 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）
十四 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）
十五 酒税法（昭和二十八年法律第六号）
十六 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）
十七 有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）
十八 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
十九 資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）
二十 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）
二十一 納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）
二十二 自動車抵当法（昭和二十六年法律第百八十七号）
二十三 道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）
二十四 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）
二十五 地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）
二十六 前各号に掲げるもの外、政令で指定する法令

2 前項の政令で定める日は、特別の事情のある場合を除く外、この法律の施行の日から起算して六月を経過した日後とならないようにしなければならない。

3 この法律の施行の際奄美群島に適用されていた法令（奄美群島内の従前の市町村の条例、規則その他の規程を除く。）の規定で、第一項各号に掲げる法令若しくはこれに基く命令の規定が規定している事項について定めているもの又は本邦の法令が規定していない事項について定めているもののうち政令で定めるものは、政令で定める日までは、奄美群島においては、法律としての効力を有するものとする。

4 前項に規定する従前の法令については、政令で、奄美群島の復帰に伴う諸制度の変更に伴い当然必要とされる読替を定め、また、特別の必要がある場合においては、その適用を排除し、その他これに対する特例を設けることができる。但し、新たに罰則を設け、又は刑若しくは過料を加重することはできない。

（衆議院議員の選挙）

**第三条** 衆議院議員の定数は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四条第一項の規定にかかわらず、同法別表第一がこの法律の施行後最初に更正されるまでの間、臨時に四百六十七人とする。

2 公職選挙法第十三条及び同法別表第一の規定にかかわらず、同法別表第一がこの法律の施行後最初に更正されるまでの間、奄美群島をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。

3 この法律の施行後最初に奄美群島において行うべき衆議院議員の選挙は、この法律の施行の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で指定する期日に行う。この場合において、当該選挙において選挙された議員の任期は、当該選挙の際現に在職する議員の任期によるものとする。

4 前項に定めるものの外、同項の選挙に関し必要な事項は、政令で定める。

（国の行政事務の委任）

**第四条** 当分の間、奄美群島における国の行政事務は、政令で定めるものを除く外、政令で定めるところにより、鹿児島県知事又は政令で定める鹿児島県の機関をして行わせるものとする。この場合においては、主務大臣又はその委任を受けた職員は、政令で定めるところにより、その所掌する事務につき、国の行政事務の委任を受けた機関を指揮監督することができる。

（簡易裁判所の設立）

**第五条** 当分の間、名瀬市に名瀬簡易裁判所を、鹿児島県大島郡亀津町に徳之島簡易裁判所を置き、その管轄区域は、左の表のとおりとする。

| 簡易裁判所 | 管轄区域 |
|---|---|
| 名瀬 | 鹿児島県の内<br>名瀬市<br>大島郡の内<br>三方村　龍郷村　笠利村　大和村　住用村　古仁屋町　宇検村　西方村　実久村　鎮西村　喜界町　早町村 |
| 徳之島 | 鹿児島県の内<br>大島郡の内<br>亀津町　東天城村　天城村　伊仙村　和泊町　知名町　与論村 |

2 前項の簡易裁判所の管轄区域は、鹿児島地方裁判所及び鹿児島家庭裁判所並びに福岡高等裁判所の管轄区域に含まれるものとする。

（裁判所職員の定員）

**第六条** 奄美群島に置かれる裁判所及び裁判所の支部の職員の定員は、当分の間、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第五条第三項及び裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の規定にかかわらず、予算の範囲内で、最高裁

判所規則で定めることができる。

（民事訴訟等に関する経過措置）

**第七条**　民事訴訟その他裁判所（執行機関を含む。以下同じ。）の権限に属する事項に関し昭和二十一年一月二十九日以後奄美群島の地域に設立された裁判所（これらの裁判所に係属した事件に関しては、琉球上訴裁判所を含むものとし、以下「現地裁判所」という。）において従前の法令の規定によりなされた訴訟行為、裁判、処分その他の手続上の行為（刑事に関するものを除く。）は、当該事件につき裁判所法その他本邦の法令に照らし権限を有すべき本邦の裁判所においてこれらの事項に関する本邦の法令中の相当規定によりなされた訴訟行為、裁判、処分その他の手続上の行為とみなす。

2　現地裁判所の確定の裁判で、公の秩序又は善良の風俗に反するものは、前項の規定にかかわらず、その効力を有しない。

（市町村及びその機関等に関する経過措置）

**第八条**　奄美群島内の従前の市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定による市町村となるものとし、その議会の議員、長その他の職員は、当該市町村の議会の議員、長その他の相当の職員となるものとする。但し、これらの職員のうち、従前の琉球政府の法令により任期が定められているもので、地方自治法の規定によつても任期の定のあるものの任期は、地方自治法の規定によるものとし、従前の法令の規定によりこれらの者が選挙され、又は選任された日から起算するものとする。

2　奄美群島における従前の教育区の消滅に伴い必要な事項は、政令で定める。

3　奄美群島内の従前の市町村の条例、規則その他の規程で、法令及び鹿児島県の条例、規則その他の規程にてい触しないものは、それぞれ地方自治法の規定による市町村の条例、規則その他の規程としての効力を有するものとする。

（負担金又は補助金の特例）

**第九条**　当分の間、奄美群島の振興に関し必要があるときは、他の法律の規定にかかわらず、国の負担金又は補助金等に関し、政令で特例を設けることができる。

（必要な経過措置等の政令等への委任）

**第十条**　第二条から前条までに規定するもの外、奄美群島に関し左に掲げる事項については、他の法律の規定にかかわらず、政令（日本国憲法第七十七条第一項に規定する事項については、最高裁判所規則）で必要な規定を設けることができる。

一　通貨の交換及び債権債務の単位の切替に関する事項

二　本邦の法令の奄美群島における適用についての必要な経過措置に関する事項

三　前各号に掲げるもの外、奄美群島の復帰に伴い必要とされる事項

**附　則**

この法律は、政令で定める日から施行する。

（内閣総理・各省大臣署名）





## 法律第二百六十八号　（昭和二十八年十一月十六日公布）

## ◉昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律等の一部を改正する法律

**第一条**　昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律

第一条第一項中「大水害（以下「水害」という。）」を「大水害又は同年八月及び九月の風水害（以下単に「水害等」という。）」に改め、同条同項及び第二項中「水害」を「水害等」に改める。

**第二条**　昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法

第一条及び第二条第一項第四号中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月の風水害」を加える。

**第三条**　昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法

第一条及び第二条第三号中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月の風水害」を加える。

**第四条**　昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法

本則中「大水害」の下に「又は同年八月から九月までの間に政令で定める地域内において生じた風水害」を加える。

**第五条**　昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律

第一条第一項中「大水害」の下に「又は同年八月から九月までの間に政令で指定する地域において生じた風水害」を加える。

第五条中「大水害」の下に「又は風水害」を加える。

**第六条** 昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法

第一条中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月の風水害」を加える。

**第七条** 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律

第一条中「大水害（以下「水害」という。）」を「大水害又は同年八月及び九月の風水害（以下単に「水害等」という。）」に改める。

**第八条** 昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法

第一条中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月の風水害」を加える。

第五条の見出しを「（地すべり等の防止）」に改め、同条中「大水害」の下に「又は風水害」を、「必要な事業」の下に「（以下この条において「地すべり等の防止事業」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　国が、政令で指定する地域において、地すべり等の防止事業を、他の法令の規定により国が施行し、且つ、その費用の一部を地方公共団体に負担させることができる事業として、施行する場合においては、当該防止事業の事業費についての当該地方公共団体の負担の割合は、これらの法令の規定にかかわらず、十分の一とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（海岸についての高潮等による災害の防止のために必要な事業費に対する補助）

**第五条の二** 地方公共団体若しくはその機関又は土地改良区（土地改良区連合を含む。）が、政令で指定する地域において、第一条に規定する大水害又は風水害により著しい災害を受けた海岸（海岸に接続する湖岸を含む。以下この条において同じ。）及びこれに接続し、且つ、その効用を同じくする海岸について、暴風、こう水、高潮その他の異常な天然現象により生ずる災害を防止するために必要な事業（負担法第二条又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）（以下この条において「暫定措置法」という。）第二条に規定する災害復旧事業及び同法附則第五項に規定する災害復旧の事業を除く。）を施行する場合においては、国は、政令の定めるところにより、その事業費のうち堤防等の施設につき被害のあった箇所に係る部分についてはその十分の八を、その他の箇所に係る部分についてはその三分の二を補助する。

2　政府は、前項に規定する海岸に係る負担法第二条又は暫定措置法第二条に規定する災害復旧事業及び同法附則第五項に規定する災害復旧の事業並びに前項に規定する事業が、昭和二十九年度までに完成するように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

**第九条** 昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法

第一条中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月の風水害」を加える。

第二条中「大水害（以下「水害」という。）」を「大水害又は同年八月及び九月の風水害（以下単に「水害等」という。）」に、「水害」を「水害等」に改める。

第三条第一項但書中「これらの施設で」を「第十条の二に規定する場合は、この限りでない。また、これらの施設で」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

（国のたい積土砂の排除事業の施行）

**第十条の二** 国が、他の法令の規定により国が施行し、且つ、その費用の一部を地方公共団体に負担させることができるものとされている災害復旧事業その他の事業として、第三条第一項又は第九条第一項に規定するたい積土砂の排除事業を施行した場合においては、これらの法令の規定にかかわらず、当該たい積土砂の排除事業に要した費用は、国がその全額を負担するものとする。

**附　則**

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法は、この法律施行前に施行された公立学校施設又は公立の社会教育施設の災害復旧事業についても、改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法は、この法律施行前に施行された私立学校施設の災害復旧事業についても、改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法は、政令で定めるところにより、同法第一条に規定する被害地域においてこの法律施行前に実施された失業対策事業についても、改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する

失業保険法の適用の特例に関する法律は、同法第二条第一項に規定する休業であつてこの法律施行前に係るものについても、改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法は、同法に規定する事項であつてこの法律施行前に係るものについても、それぞれ適用する。

3　この法律施行前に都道府県又はその機関が施行した改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法（以下「たい積土砂排除法」という。）第三条第一項又は第二項に規定するたい積土砂の排除事業については、これを同法同条第一項又は第二項の規定により都道府県知事が施行したたい積土砂の排除事業とみなし、この法律施行前に市町村又はその機関が施行したたい積土砂排除法第三条第一項又は第二項に規定するたい積土砂の排除事業については、これを同法同条第四項の規定により都道府県知事の委託を受けて市町村（市町村の組合を含む。）の長が施行したたい積土砂の排除事業とみなして、同法を適用する。

4　たい積土砂排除法は、この法律施行前に施行されたたい積土砂排除法第九条第一項に規定するたい積土砂の排除事業及びこの法律施行前に国が施行した同法第三条第一項又は第九条第一項に規定するたい積土砂の排除事業についても適用する。

（内閣総理・大蔵・文部・農林・運輸・郵政・労働・建設大臣署名）



## 法律第二百六十九号（昭和二十八年十一月十六日公布）

## ◉昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法等の一部を改正する法律

**第一条**　昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及び七月に生じた大水害（以下「水害」という。）」を「昭和二十八年六月及び七月に生じた大水害又は同年八月及び九月に生じた風水害（以下単に「水害等」という。）」に改める。

第二条第一項中「又は同年七月一日」を「、七月一日、八月一日又は九月一日」に改め、同条第一項及び第二項中「水害」を「水害等」に、「昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法」を「昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法」に改め、同条第三項中「昭和二十八年六月一日とする市町村及び同年七月一日とする市町村は、」を「それぞれ昭和二十八年六月一日、七月一日、八月一日又は九月一日とする市町村は、」に改める。

第三条第一項中「水害」を「水害等」に、「又は同年七月一日」を「、七月一日、八月一日又は九月一日」に改める。

第四条第一項中「又は同年七月一日」を「、七月一日、八月一日又は九月一日」に、「水害」を「水害等」に改め、「塵芥焼却場」の下に「、と畜場」を加える。

**第二条**　昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）」を「昭和二十八年六月及び七月の大水害又は同年八月及び九月の風水害（以下単に「水害等」という。）」に改める。

第二条各号列記以外の部分中「被害地域に係る都道府県が、」の下に「水害等に関する救助のため、」を加え、「（政令で指定する被害地域に係る都道府県にあつては同年七月一日）」を「（政令で指定する被害地域に係る都道府県にあつては、政令で定めるところにより同年七月一日又は八月一日のいずれかの日とする。）」に、「水害に関する救助のため、左の各号の一に掲げる費用を支出したときは、」を「左の各号の一に掲げる費用を支出したとき、又は政令で定めるところにより政令で定める期間内に第一号及び災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十三条に規定するもの以外の救助のため必要な施設又は設備で政令で

定めるものに要する費用を支出したときは、」に、「災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）」を「災害救助法」に改め、同条第三号を削る。

**第三条** 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及び七月に生じた大水害（以下「水害」という。）」を「昭和二十八年六月及び七月に生じた大水害又は同年八月及び九月に生じた風水害（以下単に「水害等」という。）」に改める。

第二条中「（政令で指定する被害地域にあつては同年七月一日）」を「（政令で指定する被害地域にあつては、政令で定めるところにより同年七月一日、八月一日又は九月一日のいずれかの日とする。）」に改め、同条第一号中「水害」を「水害等」に改める。

**第四条** 昭和二十八年六月及び七月における大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百三十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）」を「昭和二十八年六月及び七月の大水害又は同年八月及び九月の風水害（以下単に「水害等」という。）」に、「水害」を「水害等」に改める。

第二条第一項中「水害」を「水害等」に改める。

**第五条** 昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）」を「昭和二十八年六月及び七月の大水害又は同年八月及び九月の風水害（以下単に「水害等」という。）」に改める。

第二条第一項中「又は同年七月一日」を「、七月一日、八月一日又は九月一日」に改め、同条第二項中「昭和二十八年六月一日とする場合と同年七月一日とする場合との区分は、」を「それぞれ昭和二十八年六月一日、七月一日、八月一日又は九月一日とする場合の区分は、」に改める。

第三条から第五条までの各条中「水害」を「水害等」に改める。

**第六条** 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。



昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「水害」という。）」を「昭和二十八年六月及び七月の大水害又は同年八月及び九月の風水害（以下単に「水害等」という。）」に改める。

第二条中「水害」を「水害等」に改める。

第三条第一項中「被害地域に係る都道府県」の下に「であつて政令で指定するもの」を加え、「三倍に相当する金額」を「うち当該都道府県が水害等により災した者に対する貸付金の財源に充てる部分の三倍に相当する金額及びその他の部分と同額の金額の合計額」に改める。

**附　則**

この法律は公布の日から施行する。但し、改正後の昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法は、同法に規定する事項であつてこの法律の施行前に係るものについても適用し、第六条の規定は、昭和二十八年八月十七日から適用する。

（大蔵・厚生・内閣総理大臣署名）

## 法律第二百七十号（昭和二十八年十一月十六日公布）

### ◉農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部改正）

**第一条** 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和二十八年六月下旬から七月までの間に政令で指定する地域内において生じた大水害」を「政令で指定する地域内において、昭和二十八年六月から七月までの間に生じた大水害又は同年八月から九月までの間に生じた風水害」に改める。

附則第四項及び第五項中「大水害」の下に「又は風水害」を加える。

（昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法の一部改正）

**第二条** 昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法

第一条中「（以下「水害」という。）」の下に「又は同年八月から九月までの間に生じた風水害（以下「風水害」という。）」を加える。

第二条中「水害」の下に「又は風水害」を加え、同条第三項第一号中「十五万円」の下に「（水害及び風水害の双方によつて損害を受けた被害農林漁業者に貸し付けられる場合は二十万円）」を加える。

第四条第一項中「百億円」を「二百億円」に改める。

（昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律の一部改正）

**第三条** 昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律

第一条中「昭和二十八年六月下旬から七月までの間に政令で定める地域内において生じた大水害（以下「水害」という。）」を「政令で定める地域内において、昭和二十八年六月下旬から七月までの間に生じた大水害又は同年八月から九月までの間に生じた風水害（以下「水害等」という。）」に改める。

第二条第一項中「水害」を「水害等」に改める。

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）





## 法律第二百七十一号（昭和二十八年十一月十六日公布）

### ◉昭和二十八年台風第十三号による被害農地の除塩事業に対する特別措置法（衆法）

（目的）

**第一条** この法律は、昭和二十八年台風第十三号による海水の浸入のために生じた農地の塩害をすみやかに除去し、もつて農業経営の維持安定を図ることを目的とする。

（定義）

**第二条** この法律において「除塩事業」とは、昭和二十八年台風第十三号によつて生じた農地の塩害を除去するために行うかんがい排水施設の設置及び管理、客土又は石灰等の施用の事業をいう。

（国の補助）

**第三条** 国は、政令で指定する地域内の除塩事業について、当該事業を施行する地方公共団体又は土地改良区（以下「事業施行者」という。）に対し、予算の範囲内で、左に掲げる経費を補助することができる。

一　かんがい排水施設の設置に要する経費

二　揚排水機に必要な動力費

三　客土に要する経費

四　石灰等の施用に要する経費

2　前項の規定により国が行う補助の比率は、十分の九とする。

（事業計画の承認）

**第四条** 事業施行者は、当該事業に関する事業計画を定め、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（除塩事業に対する政府の措置）

**第五条** 政府は、第三条の規定による補助に係る除塩事業が昭和三十年度中に完成することができるように必要な措置を講じなければならない。

（監督）

**第六条** 農林大臣は、事業施行者に対し、当該事業を適正に実施させるため、必要な調査を行い、報告を求め、又は事業の施行に関し必要な指示をすることができる。

2　農林大臣は、都道府県知事をして、当該都道府県の区域に存する市町村及び土地改良区に対して、政令の定めるところにより、前項に規定する農林大臣の権限を行わせることができる。

（補助金の返還）

**第七条** 第三条の規定により補助金の交付を受ける者が、当該補助金に係る除塩事業を施行せず、又は補助金をその目的に反して使用したときは、農林大臣は、補助金のうちその施行しない除塩事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の補助金を返還させることができる。

2　前項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、その返還を命ぜられた金額を遅滞なく国に返還しなければならない。

（実施規定）

**第八条** この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令

で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、この法律に規定する除塩事業であつてこの法律の施行前に行つたものについても適用する。

（農林・内閣総理大臣署名）





## 法律第二百七十二号　（昭和二十八年十一月十六日公布）

## ◉昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法等の一部を改正する法律

（昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法の一部改正）

**第一条**　昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法

第一条中「水害（以下「水害」という。）」を「大水害又は同年八月から九月までの間に生じた風水害（以下「水害等」と総称する。）」に改める。

第二条第一項第一号及び第二号中「水害」を「水害等」に改め、同条第三項中「二億円」を「二億二千万円」に改める。

（昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律の一部改正）

**第二条**　昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律

第一条中「（以下「水害」という。）」を「又は同年八月及び九月の風水害（以下「水害等」と総称する。）」に、「水害により」を「水害等により」に改める。

第二条第一項中「水害」を「水害等」に改める。

（昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法の一部改正）

**第三条**　昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法

第一条第一項中「（以下「水害」という。）」を「又は同年八月及び九月の風水害（以下「水害等」と総称する。）」に、「水害により」を「水害等により」に改め、同条第五項中「六月及び七月の大水害」の下に「並びに同年八月及び九月の風水害」を加える。

第二条及び第三条中「水害」を「水害等」に改める。

附　則

第二七二号

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）



法律第二百七十三号（昭和二十八年十一月十六日公布）

## ◉市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律の一部を改正する法律

市町村農業委員会の委員及び都道府県農業委員会の委員の任期延長に関する法律（昭和二十八年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十九年一月十八日」を「昭和二十九年七月十八日」に、「昭和二十九年一月十九日」を「昭和二十九年七月十九日」に改める。

第二条中「昭和二十九年二月十九日」を「昭和二十九年八月十九日」に、「昭和二十九年二月二十日」を「昭和二十九年八月二十日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（農林・内閣総理大臣署名）



第二七三号

# 法律第二百七十四号（昭和二十八年十一月十六日公布）

## ◉昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法

（この法律の目的）

**第一条** この法律は、昭和二十八年における冷害（冷害による病虫害を含む。以下同じ。）によつて損失を受けた農業者に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その経営の安定に資することを目的とする。

（定義）

**第二条** この法律において「経営資金」とは、農業協同組合（副業資金のうち薪炭原木購入資金及び炭がま構築資金については農業協同組合又は森林組合）又は金融機関が、昭和二十八年八月から十二月までの間において収穫される農作物又は繭（以下「農作物」等という。）の冷害による減収が当該農作物等の平年における収穫量の百分の三十以上である旨の市町村長の認定を受けた農業者（以下「被害農家」という。）に対し、種苗、肥料、飼料等の購入資金、副業資金、家畜維持資金その他農業経営を維持するため必要な資金として、昭和二十九年五月三十一日までに貸し付けるものであつて左の各号に該当するものをいう。

一　当該被害農家に対する貸付金額が、市町村長の認定する冷害による損失額から冷害を受けた農作物等に係る農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）による支払共済金の額若しくはその見込額を差し引いた額又は十五万円（北海道にあつては二十万円）のいずれか低い額（牛又は馬を所有する被害農家に貸し付けられる場合にあつては、その額に更に三万円を加えた額）の範囲内のものであること。

二　償還期間が、五年の範囲内において政令で定める期間以内のものであること。

三　利率が、市町村又はその耕地面積が十町歩以上である開拓地区でその区域内における農作物の冷害による減収が平年における収穫量の百分の二十をこえるもの又は農作物の冷害による減収が平年における収穫量の百分の三十をこえる耕地の合計面積がその区域内における全耕地面積の百分の十若しくは百町歩をこえるものの区域内において農業を営む被害農家に貸し付けられる場合は年三分五厘以内、その他の被害農家に貸し付けられる場合は年六分五厘（当該被害農家が開拓者である場合には、年五分五厘）以内のものであること。

（国庫補助）

**第三条** 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で左に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

一　都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関に対しその貸し付けた経営資金（農業協同組合が農業協同組合連合会又は農林中央金庫から借り入れた資金をもつて貸し付けたものを除く。第三号、第五号及び第七号において同じ。）につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

二　都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が経営資金を貸し付けようとする農業協同組合又は森林組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金について、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し利子補給を行うのに要する経費

三　市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、経営資金を貸し付けようとする農業協同組合又は森林組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し補償するのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

四　市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、経営資金を貸し付けようとする農業協同組合又は森林組合に対し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

五　都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

六　都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、経営資金を貸し付けようとする農業協同組合又は森林組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し補償する場合における当該損失補償に要する経費

七　市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が経営資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに対し補償するのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

八　市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、経営資金を貸し付けようとする農業協同組合又は森林組合に対し当該資金に充てるための資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に対し補償するのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

2　前項第五号から第八号までの契約には、左の各号の事項を含まなければならない。

一　当該契約の当事者である農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関（以下「融資機関」という。）は、当該契約により損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二　融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

3　第一項第五号から第八号までの損失は、融資元本の償還期限到来後三月を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

**第四条** 前条第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合における当該

補助に係る同項各号の経営資金の総額は、二百二十億円を限度とする。

2　前条第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額の範囲内とする。但し、同項第一号から第四号までの経費につき、貸付の利率が第二条の規定により年五分五厘以内に定められている資金に係るものにあつては当該利子補給額の二分の一又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年三分の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、貸付の利率が同条の規定により年三分五厘以内に定められている資金に係るものにあつては当該利子補給額から当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額を控除した額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年五分五厘の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とする。

（政府への納付金）

**第五条**　第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

2　第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に応じて当該市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助に係る同項各号の経営資金の総額は、二百二十億円を限度とする。

2　前条第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額の範囲内とする。但し、同項第一号から第四号までの経費につき、貸付の利率が第二条の規定により年五分五厘以内に定められている資金に係るものにあつては当該利子補給額の二分の一又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年三分の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、貸付の利率が同条の規定により年三分五厘以内に定められている資金に係るものにあつては当該利子補給額から当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額を控除した額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年五分五厘の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とする。

（政府への納付金）

**第五条**　第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同条第二項第二号の契約事項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

2　第三条第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から補助



を受けた割合に応じて当該市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

（補助金の打切又は返還）

**第六条**　政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三条第一項各号の契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

## 法律第二百七十五号　（昭和二十八年十一月十六日公布）

# ◉昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律

（この法律の趣旨）

**第一条**　この法律は、昭和二十八年に政令で定める地域内において生じた冷害（冷害による病虫害を含む。）及び昭和二十八年六月から九月までの間に政令で定める地域内において生じた風水害（以下「冷害等」という。）による被害農家が食糧の用に供するため必要とする米穀、大麦、はだか麦、小麦及び麦製品（以下「米麦」という。）の売渡についての特別の措置につき規定するものとする。

（定義）

**第二条**　この法律において「被害農家」とは、米麦（麦製品を除く。以下本条において同じ。）又は雑穀を生産する農家であつて、冷害等による著しい減収のためその生産に係る米麦又は雑穀がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものをいう。

（米麦の売渡）

**第三条**　市町村が被害農家に対しその飯用消費量を基準とし冷害等による減収の程度を参しやくして農林大臣の定める数量の米麦を売り渡すのに必要な数量の米麦を都道府県が当該市町村に売り渡す場合には、政府は、当該都道府県に対しこれに必要な数量の米麦を農林省令の定める手続に従い売り渡すものとする。

（売渡の価格）

**第四条**　政府が前条の規定により都道府県に米麦を売り渡す場合の価格は、被害農家の売渡を受ける当該米麦の購入価格がおおむね左の各号に掲げる額となるように農林大臣が定める。

一　国内産米穀については玄米（三等）一石につき八、二〇〇円

二　輸入米穀については前号の額を基準として農林大臣が定める額

三　大麦については普通小粒大麦（三等）五二・五キログラムにつき一、六三七円

四　はだか麦については普通はだか麦（三等）六〇キログラムにつき二、一九三円

五　小麦については普通小麦（三等）六〇キログラムにつき一、九七二円

六　麦製品については前三号の額にその製造又は加工に要する費用を加えて得た額

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

## 法律第二百七十六号（昭和二十八年十一月十六日公布）

### ◉農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「百八十億九千三百万円」を「二百五億九千三百万円」に改める。

**附　則**

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　農林漁業金融公庫法第四条の改正規定による政府の一般会計からの出資金は、昭和二十八年度において出資するものとする。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）





## 法律第二百七十七号（昭和二十八年十一月十六日公布）

### ◉昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律等の一部を改正する法律

**第一条**　昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律

第一条中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月における風水害」を加える。

**第二条**　昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法

第一条中「昭和二十八年六月下旬から七月までの大水害」を「昭和二十八年六月及び七月の大水害（以下「大水害」という。）又は同年八月及び九月の風水害（以下「風水害」という。）」に改める。

第二条第一項中「昭和二十八年六月下旬から七月までの大水害」を「大水害又は風水害」に改め、同条第二項中「総額二十万円（事業協同組合及び同連合会以外の者にあつては総額二十万円）」を「事業協同組合及び同連合会以外の者にあつては総額百万円（大水害及び風水害の双方によつて損害を受けた場合は、それぞれ二十五万円及び百三十万円）」に改める。

第三条第二項中「二十億円」を「三十五億円」に改める。

**第三条**　昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年六月及び七月の大水害地域並びに同年八月及び九月の風水害地域における自転車競技法の特例に関する法律

本則中「大水害」の下に「又は同年八月及び九月における風水害」を加え、「政令で指定する地域内にある地方公共団体」を「地域内にある地方公共団体であつて、政令で指定するもの」に改める。

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第二百七十八号（昭和二十八年十一月十六日公布）

## ◉昭和二十八年六月から九月までの風水害地域におけるモーターボート競走法の特例に関する法律（衆法）

昭和二十八年六月及び七月の大水害又は同年八月及び九月の風水害を被つた地域内にある地方公共団体であつて政令で指定するものが昭和二十九年三月三十一日までにモーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）により開催するモーターボート競走については、この法律施行後最初に開催する十二日に係るものを限り、当該競走に係る同法第二十条に規定する納付金は、これを納付することを要しない。

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

# 第十八回国会制定法

会　期 {昭和28年11月30日から<br>昭和28年12月8日まで}

参議院法制局

# 凡例

一、本書は、第十八回国会（臨時会）（昭和二十八年十一月三十日から昭和二十八年十二月八日まで）を通過して公布された法律十四件（内閣提出九件、衆議院議員提出三件、参議院議員提出二件）を収録した。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて、配列した。

三、公布番号順の目次、五十音順の件名索引及び部門別索引を掲載した。

右の目次、件名索引及び本文中「（衆法）」又は「（参法）」と表示してあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員提出又は参議院議員提出のものであることを示し、その他は、すべて内閣提出のものであることを示す。

# 目　次


一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年十二月十一日公布）（衆法）……一

食糧管理特別会計の昭和二十八年産米穀に係る供出完遂奨励金の支払財源の一部に充てるための一般会計から

する繰入金に関する法律（昭和二十八年十二月十一日公布）……二

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための一般

会計からする繰入金に関する法律（昭和二十八年十二月十一日公布）……三

一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律（昭和二

十八年十二月十一日公布）……四

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年十二月十二日公布）（衆法）……五

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年十二月十二日公布）……六

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年十二月十二日公布）……七

保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和二十八年十二月十二日公布）……一五

町村会併促進法の一部を改正する法律（昭和二十八年十二月十四日公布）（参法）……一七

昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律（昭和二十八年十二月十四日公布）……三一

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律（昭和二十八年十二月十四日公布）（衆法）……三三

租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和二十八年十二月十四日公布）（参法）……三四

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年十二月二十九日公布）……三五

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年十二月二十九日公布）……三六

○法律第二百七十九号
○法律第二百八十号
○法律第二百八十一号
○法律第二百八十二号
○法律第二百八十三号
○法律第二百八十四号
○法律第二百八十五号
○法律第二百八十六号
○法律第二百八十七号
○法律第二百八十八号
○法律第二百八十九号
○法律第二百九十号
○法律第二百九十一号
○法律第二百九十二号

# 件名索引（五十音順）

（註）○印は、第十八回国会を通過した法律を示す。
△印は、右法律によつて改廃された法律を示す。
例えば
△一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭二八―法二三七）の一部改正（昭二八―法二八五）とあるのは、昭和二十八年法律第二百八十五号（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律）によつて、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭二八―法二三七）が一部改正されたことを示す。


△一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭二八―法二七九）廃止（昭二八―法二八五）……三

（き）

○漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二八・一二・一一・法二八一）……三

（け）

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・一二・一九・法二九二）……三六

（こ）

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・一二・一二・法二八三）（衆法）……五

（さ）

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・一二・一九・法二九一）……三五

（し）

○昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律




（い）


○一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律（昭二八・一二・一一・法二八二）……四

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・一二・一一・法二七九）（衆法）……一

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・一二・一二・法二八五）……一

△一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭二八―法二三七）の一部改正（昭二八―

（昭二八・一二・一四・法二八八）……三一
○食糧管理特別会計の昭和二十八年産米穀に係る供出完遂奨励金の支払財源の一部に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二八・一二・一一・法二八〇）……二
（そ）
○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭二八・一二・一四・法二九〇）（参法）……三四
（ち）
○町村合併促進法の一部を改正する法律（昭二八・一二・一四・法二八七）（参法）……七
○町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律（昭二八・一二・一四・法二八九）（衆法）……三
△町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律（昭二八―法七六）廃止（昭二八―法二八九）……三
△町村職員恩給組合法（昭二七―法一一八）の一部改正（昭二八―法二八七）……元
（と）
○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・一二・一二・法二八四）……六
（ほ）
○保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭二八・一二・一二・法二八六）……一五



# 部門別索引

一　第十八国会（昭和二十八年十一月三十日召集）（昭和二十八年十二月八日閉会）で制定した法律十四件を五部門に分類して掲載した。

二　制定法律の次に△の記号を冠して制定法律によって改廃された部門別法令の件名を掲載した。カッコの中の記載件名がその法令を改廃した法律である。例えば△町村職員恩給組合法（昭二七法一一八）の一部改正――（昭二八法二八七町村合併促進法の一部を改正する法律による）とあるのは昭和二十八年法律第百十八号町村職員恩給組合法が昭和二十八年法律第二百八十七号町村合併促進法の一部を改正する法律によって改正されたことを表わしたものである。

第一　国会関係
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・一二・一二法二八三）……五
第二　公務員関係
○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・一二・一二法二七九）……一
○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・一二・一二法二八五）……七
○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・一二・一二法二八四）……六
○保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭二八・一二・一二法二八六）……一五
△一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭二八法二三七）の一部改正――（昭二八法二八五一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律による）……二
△一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭二八法二七九）の廃止――（昭二八法二八五一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律による）……二
第三　地方行政・治安関係
○昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律（昭二八・一二・一四法二八八）……三
○町村合併促進法の一部を改正する法律（昭二八・一二・一四法二八七）……七
○町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律（昭二八・一二・一四法二八九）……三
△町村職員恩給組合法（昭二七法一一八）の一部改正――（昭二八法二八七町村合併促進法の一部を改正する法律による）……元

△町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律（昭二八法七六）の廃止――（昭二八法二九町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律による）……三三

第四　裁判所・法務関係

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・一二・二九法二九一）……三五

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭二八・一二・二九法二九二）……三六

第五　財政・金融関係

○一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律（昭二八・一二・一一法二八二）……四

○食糧管理特別会計の昭和二十八年産米穀に係る供出完遂奨励金の支払財源の一部に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二八・一二・一一法二八〇）……二

○漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二八・一二・一一法二八一）……三

○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭二八・一二・一四法二九〇）……三四

――了――



## 法律第二百七十九号　（昭和二十八年十二月十一日公布）

### ◉一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項を次のように改める。

3　前項第一号の支給地域は、別表第六に掲げる支給地域以外の地域とし、同項第二号から第五号までの支給地域の区分は、別表第六に掲げるところによる。

別表第六のうち、北海道及び各府県の項の一級地に関する部分を削り、大阪府の項の二級地に関する部分中「四級地、三級地及び一級地に含まれる地域」を「四級地及び三級地に含まれる地域並びに石河村、見山村及び清溪村」に、「五級地、三級地及び一級地に含まれる地域」を「五級地及び三級地に含まれる地域並びに南横山村、横山村及び南松尾村」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十八年十二月三十一日から施行する。

（内閣総理・各省大臣署名）

## 法律第二百八十号（昭和二十八年十二月十一日公布）

### ◉食糧管理特別会計の昭和二十八年産米穀に係る供出完遂奨励金の支払財源の一部に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律

政府は、食糧管理特別会計において、米穀の生産者が食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条第一項の規定に基き政府に売り渡すべき昭和二十八年産米穀につき、その生産者に対して支払う供出完遂奨励金の財源の一部に充てるため、一般会計から、五十六億四千万円を限り、食糧管理特別会計に繰り入れることができる。

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）





## 法律第二百八十一号（昭和二十八年十二月十一日公布）

### ◉漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律

政府は、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第三条第三項の特殊保険及び漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第三条の給与保険の再保険に係る事業について、昭和二十八年度における保険事故の異常な発生により生じた損失を補てんするため、昭和二十八年度において、一般会計から、漁船再保険特別会計の特殊保険勘定に一億七千七百万円、同会計の給与保険勘定に七百万円を限り繰り入れることができる。

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

## 法律第二百八十二号（昭和二十八年十二月十一日公布）

### ◉一般会計の歳出の財源に充てるための米国対日援助物資等処理特別会計からする繰入金に関する法律

政府は、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和二十八年度において、米国対日援助物資等処理特別会計から、十三億三千四百六十五万二千円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

**附　則**

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）





## 法律第二百八十三号（昭和二十八年十二月十二日公布）

### ◉国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「月額一万九千二百円」を「月額二万千九百円」に改める。

第十一条の二第一項中「その前日」を「それぞれその前日。以下これらの日について規定している場合について同じ。」に改め、同条第二項中「割合」を「割合（十二月十五日に在職する者が受けるべき期末手当の額については、左に掲げる割合に百分の百五十を乗じて得た割合）」に改める。

第十一条の三を次のように改める。

**第十一条の三**　各議院の議長、副議長及び議員の秘書で六月十五日及び十二月十五日に在職する者は、左の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の在職期間に応じて、勤勉手当を受ける。

一　六月十五日　同日以前六月以内の期間

二　十二月十五日　同日以前十二月以内の期間

勤勉手当の額は、それぞれ前項の期日現在において同項に規定する者が受けるべき給料月額に、同項に規定するその者の在職期間に応じて、左の各号に掲げる割合（十二月十五日に在職する者が受けるべき勤勉手当の額については、左に掲げる割合に百分の二百を乗じて得た割合）を乗じて得た額とする。

一　在職期間が六月以上の場合　百分の二十五

二　在職期間が三月以上六月未満の場合　百分の十五

三　在職期間が三月未満の場合　百分の七・五

**附　則**

1　この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

2　昭和二十八年における勤勉手当については、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の三第二項において準用する同法第十一条の二第二項中「割合」とあるのは「割合に百分の百五十を乗じて得た割合」と読み替えて同法第十一条の三の規定を適用する。

3　昭和二十八年度における国会議員の秘書の期末手当の支給の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百七十九号）本則第二項の規定は、適用しない。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

5909

## 法律第二百八十四号（昭和二十八年十二月十二日公布）

### ◉特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の三を次のように改める。

**第七条の三**　秘書官の勤勉手当の額は、俸給及び勤務地手当の月額の合計額に一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第十四条第二項を次のように改める。

2　前項の規定にかかわらず、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与の額が国会議員、内閣総理大臣等又は一般職の常勤を要する職員として受ける給与の額をこえるときは、その差額を、その兼ねる特別職の職員として所属する機関から支給する。

別表第一中「五三、〇〇〇円」を「五七、〇〇〇円」に改める。

別表第三を次のように改める。

**別表第三**

| 官職名 | 俸給月額 |
|---|---|
| 秘書官 | 八号俸　四八、〇〇〇円<br>七号俸　四四、〇〇〇円<br>六号俸　四〇、〇〇〇円<br>五号俸　三五、五〇〇円<br>四号俸　三一、五〇〇円<br>三号俸　二七、五〇〇円<br>二号俸　二三、五〇〇円<br>一号俸　一九、五〇〇円 |

**附則**

1　この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、第七条の三の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2　特別職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する職員（東宮大夫及び式部官長並びに秘書官を除く。）の昭和二十九年一月一日における俸給月額及び勤務地手当の月額の合計額が、その前日における俸給月額及び勤務地手当の月額の合計額に満たない場合においては、その差額を暫定手当としてその者に支給する。

3　昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律（昭和二十八年法律第八十九号）本則第二項の規定は、法の規定に基いて期末手当の支給を受ける職員には適用しない。

（大蔵・内閣総理大臣署名）





## 法律第二百八十五号（昭和二十八年十二月十二日公布）

### ◉一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「六百円」を「七百円」に、「千四百円」を「千五百円」に改め、同条第六項中「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十四号）附則別表」を「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）附則別表」に改める。

第十二条第二項第五号を削り、同条第三項を次のように改める。

3　前項各号の支給地域の区分は、別表第七に掲げるところによる。

第十九条の四第一項中「その前日」を「それぞれその前日。以下これらの日について規定している場合について同じ。」に改め、同条第二項中「割合」を「割合（十二月十五日に支給する期末手当の額については、左の各号に掲げる割合に百分の百五十を乗じて得た割合）」に改める。

第十九条の五第一項を次のように改める。

勤勉手当は、六月十五日及び十二月十五日に、それぞれその日に在職する職員に対し、左の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給する。

一　六月十五日　同日以前六月以内の期間

二　十二月十五日　同日以前十二月以内の期間

第十九条の五第二項中「その支給日」を「それぞれその支給日」に、「百分の五十」を「、左の各号に掲げる支給日の区分に応ずる割合」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

一　六月十五日　百分の二十五

二　十二月十五日　百分の五十

別表第一から別表第六までを次のように改める。

**別表第一**　一般俸給表

| 職務の級 ＼ 俸給 | 俸給月額 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一号俸 | 二号俸 | 三号俸 | 四号俸 | 五号俸 | 六号俸 | 七号俸 | 八号俸 | 九号俸 | 十号俸 | 十一号俸 |
| 一級 | 四、九〇〇円 | 五、〇〇〇円 | 五、一〇〇円 | 五、二〇〇円 | 五、三〇〇円 | 五、四〇〇円 | 五、五〇〇円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 二級 | 五、一〇〇 | 五、二〇〇 | 五、三〇〇 | 五、四〇〇 | 五、五〇〇 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | | | | |
| 三級 | 五、五〇〇 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇五〇 | 六、二〇〇 | | | | |
| 四級 | 五、九〇〇 | 六、〇五〇 | 六、二〇〇 | 六、四〇〇 | 六、六〇〇 | 六、八〇〇 | 七、〇〇〇 | | | | |

| 俸給 / 職務の級 | 一号俸 | 二号俸 | 三号俸 | 四号俸 | 五号俸 | 六号俸 | 七号俸 | 八号俸 | 九号俸 | 十号俸 | 十一号俸 | 十二号俸 | 十三号俸 | 十四号俸 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級 | 五、五〇〇円 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇五〇 | 六、一〇〇 | 六、一五〇 | 六、二〇〇 | 六、二五〇 | 六、三〇〇 | 六、三五〇 | 六、四〇〇 | 六、四五〇 |
| 二級 | 六、〇五〇 | 六、一〇〇 | 六、一五〇 | 六、二〇〇 | 六、二五〇 | 六、三〇〇 | 六、三五〇 | 六、四〇〇 | 六、四五〇 | 六、五〇〇 | 六、五五〇 | 六、六〇〇 | 六、六五〇 | 六、七〇〇 |
| 三級 | 六、六〇〇 | 六、六五〇 | 六、七〇〇 | 六、七五〇 | 六、八〇〇 | 六、八五〇 | 六、九〇〇 | 六、九五〇 | 七、〇〇〇 | 七、〇五〇 | 七、一〇〇 | 七、一五〇 | 七、二〇〇 | 七、二五〇 |
| 四級 | 七、二〇〇 | 七、二五〇 | 七、三〇〇 | 七、三五〇 | 七、四〇〇 | 七、四五〇 | 七、五〇〇 | 七、五五〇 | 七、六〇〇 | 七、六五〇 | 七、七〇〇 | 七、七五〇 | 七、八〇〇 | 七、八五〇 |
| 五級 | 七、八〇〇 | 七、八五〇 | 七、九〇〇 | 七、九五〇 | 八、〇〇〇 | 八、〇五〇 | 八、一〇〇 | 八、一五〇 | 八、二〇〇 | 八、二五〇 | 八、三〇〇 | 八、三五〇 | 八、四〇〇 | 八、四五〇 |
| 六級 | 八、四〇〇 | 八、四五〇 | 八、五〇〇 | 八、五五〇 | 八、六〇〇 | 八、六五〇 | 八、七〇〇 | 八、七五〇 | 八、八〇〇 | 八、八五〇 | 八、九〇〇 | 八、九五〇 | 九、〇〇〇 | 九、〇五〇 |
| 七級 | 九、〇〇〇 | 九、〇五〇 | 九、一〇〇 | 九、一五〇 | 九、二〇〇 | 九、二五〇 | 九、三〇〇 | 九、三五〇 | 九、四〇〇 | 九、四五〇 | 九、五〇〇 | 九、五五〇 | 九、六〇〇 | 九、六五〇 |
| 八級 | 九、七〇〇 | 九、七五〇 | 九、八〇〇 | 九、八五〇 | 九、九〇〇 | 九、九五〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、〇五〇 | 一〇、一〇〇 | 一〇、一五〇 | 一〇、二〇〇 | 一〇、二五〇 | 一〇、三〇〇 | 一〇、三五〇 |
| 九級 | 一〇、四〇〇 | 一〇、四五〇 | 一〇、五〇〇 | 一〇、五五〇 | 一〇、六〇〇 | 一〇、六五〇 | 一〇、七〇〇 | 一〇、七五〇 | 一〇、八〇〇 | 一〇、八五〇 | 一〇、九〇〇 | 一〇、九五〇 | 一一、〇〇〇 | 一一、〇五〇 |
| 十級 | 一一、一〇〇 | 一一、一五〇 | 一一、二〇〇 | 一一、二五〇 | 一一、三〇〇 | 一一、三五〇 | 一一、四〇〇 | 一一、四五〇 | 一一、五〇〇 | 一一、五五〇 | 一一、六〇〇 | 一一、六五〇 | 一一、七〇〇 | 一一、七五〇 |
| 十一級 | 一一、八〇〇 | 一一、八五〇 | 一一、九〇〇 | 一一、九五〇 | 一二、〇〇〇 | 一二、〇五〇 | 一二、一〇〇 | 一二、一五〇 | 一二、二〇〇 | 一二、二五〇 | 一二、三〇〇 | 一二、三五〇 | 一二、四〇〇 | 一二、四五〇 |
| 十二級 | 一二、五〇〇 | 一二、五五〇 | 一二、六〇〇 | 一二、六五〇 | 一二、七〇〇 | 一二、七五〇 | 一二、八〇〇 | 一二、八五〇 | 一二、九〇〇 | 一二、九五〇 | 一三、〇〇〇 | 一三、〇五〇 | 一三、一〇〇 | 一三、一五〇 |
| 十三級 | 一三、二〇〇 | 一三、二五〇 | 一三、三〇〇 | 一三、三五〇 | 一三、四〇〇 | 一三、四五〇 | 一三、五〇〇 | 一三、五五〇 | 一三、六〇〇 | 一三、六五〇 | 一三、七〇〇 | 一三、七五〇 | 一三、八〇〇 | 一三、八五〇 |
| 十四級 | 一三、九〇〇 | 一三、九五〇 | 一四、〇〇〇 | 一四、〇五〇 | 一四、一〇〇 | 一四、一五〇 | 一四、二〇〇 | 一四、二五〇 | 一四、三〇〇 | 一四、三五〇 | 一四、四〇〇 | 一四、四五〇 | 一四、五〇〇 | 一四、五五〇 |
| 十五級 | 一四、六〇〇 | 一四、六五〇 | 一四、七〇〇 | 一四、七五〇 | 一四、八〇〇 | 一四、八五〇 | 一四、九〇〇 | 一四、九五〇 | 一五、〇〇〇 | 一五、〇五〇 | 一五、一〇〇 | 一五、一五〇 | 一五、二〇〇 | 一五、二五〇 |

別表第二　稅務職員級別俸給表

別表第三　警察職員、海上保安庁職員（人事院規則で指定する者に限る。）及び矯正職員級別俸給表

| 俸給 / 職務の級 | 一号俸 | 二号俸 | 三号俸 | 四号俸 | 五号俸 | 六号俸 | 七号俸 | 八号俸 | 九号俸 | 十号俸 | 十一号俸 | 十二号俸 | 十三号俸 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級 | 六、四〇〇円 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 |
| 二級 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 |
| 三級 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、一〇〇 | 一〇、二〇〇 | 一〇、三〇〇 | 一〇、四〇〇 | 一〇、五〇〇 | 一〇、六〇〇 | 一〇、七〇〇 | 一〇、八〇〇 | 一〇、九〇〇 | 一一、〇〇〇 | 一一、一〇〇 | 一一、二〇〇 |
| 四級 | 一一、三〇〇 | 一一、四〇〇 | 一一、五〇〇 | 一一、六〇〇 | 一一、七〇〇 | 一一、八〇〇 | 一一、九〇〇 | 一二、〇〇〇 | 一二、一〇〇 | 一二、二〇〇 | 一二、三〇〇 | 一二、四〇〇 | 一二、五〇〇 |
| 五級 | 一二、六〇〇 | 一二、七〇〇 | 一二、八〇〇 | 一二、九〇〇 | 一三、〇〇〇 | 一三、一〇〇 | 一三、二〇〇 | 一三、三〇〇 | 一三、四〇〇 | 一三、五〇〇 | 一三、六〇〇 | 一三、七〇〇 | 一三、八〇〇 |
| 六級 | 一三、九〇〇 | 一四、〇〇〇 | 一四、一〇〇 | 一四、二〇〇 | 一四、三〇〇 | 一四、四〇〇 | 一四、五〇〇 | 一四、六〇〇 | 一四、七〇〇 | 一四、八〇〇 | 一四、九〇〇 | 一五、〇〇〇 | 一五、一〇〇 |
| 七級 | 一五、二〇〇 | 一五、三〇〇 | 一五、四〇〇 | 一五、五〇〇 | 一五、六〇〇 | 一五、七〇〇 | 一五、八〇〇 | 一五、九〇〇 | 一六、〇〇〇 | 一六、一〇〇 | 一六、二〇〇 | 一六、三〇〇 | 一六、四〇〇 |
| 八級 | 一六、五〇〇 | 一六、六〇〇 | 一六、七〇〇 | 一六、八〇〇 | 一六、九〇〇 | 一七、〇〇〇 | 一七、一〇〇 | 一七、二〇〇 | 一七、三〇〇 | 一七、四〇〇 | 一七、五〇〇 | 一七、六〇〇 | 一七、七〇〇 |
| 九級 | 一七、八〇〇 | 一七、九〇〇 | 一八、〇〇〇 | 一八、一〇〇 | 一八、二〇〇 | 一八、三〇〇 | 一八、四〇〇 | 一八、五〇〇 | 一八、六〇〇 | 一八、七〇〇 | 一八、八〇〇 | 一八、九〇〇 | 一九、〇〇〇 |

別表第四　船員級別俸給表

| 俸給 / 職務の級 | 一号俸 | 二号俸 | 三号俸 | 四号俸 | 五号俸 | 六号俸 | 七号俸 | 八号俸 | 九号俸 | 十号俸 | 十一号俸 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級 | 五、二〇〇円 | 五、三〇〇 | 五、四〇〇 | 五、五〇〇 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 |
| 二級 | 五、四〇〇 | 五、五〇〇 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 |
| 三級 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 |
| 四級 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 |
| 五級 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 六級 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 |
| 七級 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 |
| 八級 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 |
| 九級 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 |
| 十級 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 |
| 十一級 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 |
| 十二級 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 |
| 十三級 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 |
| 十四級 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 |
| 十五級 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 |





| 俸給 / 職務の級 | 一号俸 | 二号俸 | 三号俸 | 四号俸 | 五号俸 | 六号俸 | 七号俸 | 八号俸 | 九号俸 | 十号俸 | 十一号俸 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級 | 五、二〇〇円 | 五、三〇〇 | 五、四〇〇 | 五、五〇〇 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 |
| 二級 | 五、四〇〇 | 五、五〇〇 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 |
| 三級 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 |
| 四級 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 |
| 五級 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 六級 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 |
| 七級 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 |
| 八級 | 二四、四〇〇 | 二五、三〇〇 | 二六、二〇〇 | 二七、一〇〇 | 二八、〇〇〇 | 二八、九〇〇 | 二九、八〇〇 | 三〇、七〇〇 | 三一、六〇〇 | 三二、五〇〇 | 三三、四〇〇 |

別表第四　船員級別俸給表

| 俸給 / 職務の級 | 一号俸 | 二号俸 | 三号俸 | 四号俸 | 五号俸 | 六号俸 | 七号俸 | 八号俸 | 九号俸 | 十号俸 | 十一号俸 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級 | 五、二〇〇円 | 五、三〇〇 | 五、四〇〇 | 五、五〇〇 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 |
| 二級 | 五、四〇〇 | 五、五〇〇 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 |
| 三級 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 |
| 四級 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 |
| 五級 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 六級 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 |
| 七級 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 |
| 八級 | 二四、四〇〇 | 二五、三〇〇 | 二六、二〇〇 | 二七、一〇〇 | 二八、〇〇〇 | 二八、九〇〇 | 二九、八〇〇 | 三〇、七〇〇 | 三一、六〇〇 | 三二、五〇〇 | 三三、四〇〇 |

**別表第五**　企業官庁職員級別俸給表

| 俸給 / 職務の級 | 俸給月額 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一号俸 | 二号俸 | 三号俸 | 四号俸 | 五号俸 | 六号俸 | 七号俸 | 八号俸 | 九号俸 | 十号俸 | 十一号俸 | 十二号俸 | 十三号俸 | 十四号俸 | |
| 一級 | 五、一〇〇円 | 五、二〇〇円 | 五、三〇〇円 | 五、四〇〇円 | 五、五〇〇円 | 五、六〇〇円 | 五、七〇〇円 | 六、〇〇〇円 | 六、三〇〇円 | 六、六〇〇円 | 六、九〇〇円 | 七、二〇〇円 | 七、五〇〇円 | 七、八〇〇円 | |
| 二級 | 五、三〇〇 | 五、四〇〇 | 五、五〇〇 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇五〇 | 六、三〇〇 | 六、六〇〇 | 六、九〇〇 | 七、二〇〇 | 七、五〇〇 | 七、八〇〇 | |
| 三級 | 五、五〇〇 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇五〇 | 六、二〇〇 | 六、五〇〇 | 六、八〇〇 | 七、一〇〇 | 七、四〇〇 | 七、七〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、三〇〇 | |
| 四級 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇五〇 | 六、二〇〇 | 六、五〇〇 | 六、八〇〇 | 七、一〇〇 | 七、四〇〇 | 七、七〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、三〇〇 | 八、六〇〇 | 八、九〇〇 | |
| 五級 | 五、九〇〇 | 六、〇五〇 | 六、二〇〇 | 六、五〇〇 | 六、八〇〇 | 七、一〇〇 | 七、四〇〇 | 七、七〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、三〇〇 | 八、六〇〇 | 八、九〇〇 | 九、二〇〇 | 九、五〇〇 | |
| 六級 | 六、一〇〇 | 六、三〇〇 | 六、六〇〇 | 六、九〇〇 | 七、二〇〇 | 七、五〇〇 | 七、八〇〇 | 八、一〇〇 | 八、四〇〇 | 八、七〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、三〇〇 | 九、六〇〇 | 九、九〇〇 | |
| 七級 | 六、四〇〇 | 六、七〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、三〇〇 | 七、六〇〇 | 七、九〇〇 | 八、二〇〇 | 八、五〇〇 | 八、八〇〇 | 九、一〇〇 | 九、四〇〇 | 九、七〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、三〇〇 | |
| 八級 | 六、八〇〇 | 七、一〇〇 | 七、四〇〇 | 七、七〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、三〇〇 | 八、六〇〇 | 八、九〇〇 | 九、二〇〇 | 九、五〇〇 | 九、八〇〇 | 一〇、一〇〇 | 一〇、四〇〇 | 一〇、七〇〇 | |
| 九級 | 七、二〇〇 | 七、五〇〇 | 七、八〇〇 | 八、一〇〇 | 八、四〇〇 | 八、七〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、三〇〇 | 九、六〇〇 | 九、九〇〇 | 一〇、二〇〇 | 一〇、五〇〇 | 一〇、八〇〇 | 一一、一〇〇 | |
| 十級 | 七、六〇〇 | 七、九〇〇 | 八、二〇〇 | 八、五〇〇 | 八、八〇〇 | 九、一〇〇 | 九、四〇〇 | 九、七〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 一〇、三〇〇 | 一〇、六〇〇 | 一〇、九〇〇 | 一一、二〇〇 | 一一、五〇〇 | |
| 十一級 | 八、〇〇〇 | 八、三〇〇 | 八、六〇〇 | 八、九〇〇 | 九、二〇〇 | 九、五〇〇 | 九、八〇〇 | 一〇、一〇〇 | 一〇、四〇〇 | 一〇、七〇〇 | 一一、〇〇〇 | 一一、三〇〇 | 一一、六〇〇 | 一一、九〇〇 | |

**別表第六**　教育職員級別俸給表

イ　大学等教育職員級別俸給表

| 俸給 / 職務の級 | 俸給月額 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一号俸 | 二号俸 | 三号俸 | 四号俸 | 五号俸 | 六号俸 | 七号俸 | 八号俸 | 九号俸 | 十号俸 | 十一号俸 | | | | |
| 一級 | 六、一〇〇円 | 六、二〇〇円 | 六、三〇〇円 | 六、四〇〇円 | 六、五〇〇円 | 六、六〇〇円 | 六、七〇〇円 | 六、八〇〇円 | 六、九〇〇円 | 七、〇〇〇円 | 七、一〇〇円 | | | | |
| 二級 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | | | | |
| 三級 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | | | | |
| 四級 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | | | | |
| 五級 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | | | | |
| 六級 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | | | | |
| 七級 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | | | | |
| 八級 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | | | | |
| 九級 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | | | | |
| 十級 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | | | | |
| 十一級 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 | 九、六〇〇 | 九、七〇〇 | | | | |

備考　本表の十一級七号俸、十一級八号俸及び十一級九号俸は、大学院を置く大学の教授について適用する。



ロ　高等学校等教育職員級別俸給表

| 俸給 / 職務の級 | 俸給月額 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一号俸 | 二号俸 | 三号俸 | 四号俸 | 五号俸 | 六号俸 | 七号俸 | 八号俸 | 九号俸 | 十号俸 | 十一号俸 | | | | |
| 一級 | 六、一〇〇円 | 六、二〇〇円 | 六、三〇〇円 | 六、四〇〇円 | 六、五〇〇円 | 六、六〇〇円 | 六、七〇〇円 | 六、八〇〇円 | 六、九〇〇円 | 七、〇〇〇円 | 七、一〇〇円 | | | | |
| 二級 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | | | | |
| 三級 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | | | | |
| 四級 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | | | | |
| 五級 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | | | | |
| 六級 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | | | | |
| 七級 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | | | | |
| 八級 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | | | | |
| 九級 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | | | | |
| 十級 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | | | | |
| 十一級 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 | 九、六〇〇 | 九、七〇〇 | | | | |

ハ　中学校、小学校等教育職員級別俸給表

| 俸給 / 職務の級 | 俸給月額 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一号俸 | 二号俸 | 三号俸 | 四号俸 | 五号俸 | 六号俸 | 七号俸 | 八号俸 | 九号俸 | 十号俸 | 十一号俸 | | | | |
| 一級 | 六、一〇〇円 | 六、二〇〇円 | 六、三〇〇円 | 六、四〇〇円 | 六、五〇〇円 | 六、六〇〇円 | 六、七〇〇円 | 六、八〇〇円 | 六、九〇〇円 | 七、〇〇〇円 | 七、一〇〇円 | | | | |
| 二級 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | | | | |
| 三級 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | | | | |
| 四級 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | | | | |
| 五級 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | | | | |
| 六級 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | | | | |
| 七級 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | | | | |
| 八級 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | | | | |
| 九級 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | | | | |
| 十級 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | | | | |
| 十一級 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 | 九、六〇〇 | 九、七〇〇 | | | | |

別表第七のうち、大阪府の項の二級地に関する部分中「二級地」を「一級地」に、「四級地及び三級地に含まれる地域並びに石河村、見山村及び清溪村」を「三級地及び二級地に含まれる地域並びに南横山村、横山村及び南松尾村」を「四級地及び三級地」に、「三級地及び二級地」を「四級地及び三級地」に改め、同表のその他の部分中「五級地」を「四級地」に、「四級地」を「三級地」に、「三級地」を「二級地」に、「二級地」を「一級地」にそれぞれ改める。

附　則

1　この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第七項から附則第九項までの規定は、公布の日から施行する。

2　昭和二十九年一月一日（以下「切替日」という。）における職員の職務の級は、切替日においてその者が属していた職務の級と同一とし、その号俸は、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の適用により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額に対応するこの法律の附則別表に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。

3　切替日において一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百三十七号）附則の規定の適用を受けることとなる職員に対する前項の規定の適用については、当該附則の規定の適用により求められるその職員の職務の級及び俸給月額をその者の切替日における職務の級及び切替日の前日における俸給月額とみなす。

4　前二項の規定の適用により求められた職員の新俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の俸給月額とする。

5　附則第二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及び改正前の法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額は、法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならない。

6　職員の切替日における俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額（以下「給与月額」という。）が、この法律の施行により切替日の前日における給与月額に満たないこととなる場合においては、その者の給与月額が切替日の前日における給与月額に達することとなる日まで、その差額を手当としてその者に支給する。法第十九条の六の規定は、その差額の支給方法について準用する。

7　昭和二十八年における勤勉手当については、法第十九条の五第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の七十五」と読み替えて同項の規定を適用する。

8　昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律（昭和二十八年法律第八十九号）本則第二項の規定は、一般職に属する職員には適用しない。

9　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項の次に次の一項を加える。

6　盲学校又はろう学校のうち、高等部が設置されていない学校に勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭その他人事院規則で指定する職員については、改正後の第六条第六項第三号の規定にかかわらず、当分の間、高等学校教育職員級別俸給表を適用する。

10　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百七十九号）は、廃止する。





附則別表　俸給の新旧対照表

| 号俸 | 切替日の前日における俸給月額 | 新俸給月額 |
|---|---|---|
| 一 | 四、四〇〇円 | 四、九〇〇円 |
| 二 | 四、五〇〇 | 五、〇〇〇 |
| 三 | 四、六〇〇 | 五、一〇〇 |
| 四 | 四、七〇〇 | 五、二〇〇 |
| 五 | 四、八〇〇 | 五、三〇〇 |
| 六 | 四、九〇〇 | 五、四〇〇 |
| 七 | 五、〇〇〇 | 五、五〇〇 |
| 八 | 五、一〇〇 | 五、六〇〇 |
| 九 | 五、二〇〇 | 五、七〇〇 |
| 一〇 | 五、三〇〇 | 五、八〇〇 |
| 一一 | 五、四〇〇 | 五、九〇〇 |
| 一二 | 五、五五〇 | 六、〇五〇 |
| 一三 | 五、七〇〇 | 六、二〇〇 |
| 一四 | 五、八五〇 | 六、四〇〇 |
| 一五 | 六、〇〇〇 | 六、六〇〇 |
| 一六 | 六、二〇〇 | 六、九〇〇 |
| 一七 | 六、四〇〇 | 七、二〇〇 |
| 一八 | 六、六五〇 | 七、五〇〇 |
| 一九 | 六、九〇〇 | 七、八〇〇 |
| 二〇 | 七、一五〇 | 八、一〇〇 |
| 二一 | 七、四〇〇 | 八、四〇〇 |
| 二二 | 七、六五〇 | 八、七〇〇 |
| 二三 | 七、九〇〇 | 九、〇〇〇 |
| 二四 | 八、一五〇 | 九、三〇〇 |
| 二五 | 八、四〇〇 | 九、六〇〇 |
| 二六 | 八、六五〇 | 一〇、〇〇〇 |
| 二七 | 八、九五〇 | 一〇、四〇〇 |
| 二八 | 九、二五〇 | 一〇、八〇〇 |
| 二九 | 九、五五〇 | 一一、二〇〇 |
| 三〇 | 九、八五〇 | 一一、六〇〇 |
| 三一 | 一〇、二五〇 | 一二、一〇〇 |
| 三二 | 一〇、六五〇 | 一二、六〇〇 |
| 三三 | 一一、一〇〇 | 一三、一〇〇 |
| 三四 | 一一、五五〇 | 一三、六〇〇 |
| 三五 | 一二、〇〇〇 | 一四、一〇〇 |
| 三六 | 一二、四五〇 | 一四、六〇〇 |
| 三七 | 一二、九〇〇 | 一五、一〇〇 |
| 三八 | 一三、四〇〇 | 一五、六〇〇 |
| 三九 | 一四、〇〇〇 | 一六、三〇〇 |
| 四〇 | 一四、六〇〇 | 一七、〇〇〇 |

| | | |
|---|---|---|
| 四一 | 一五、二〇〇 | 一七、七〇〇 |
| 四二 | 一五、八〇〇 | 一八、四〇〇 |
| 四三 | 一六、四〇〇 | 一九、一〇〇 |
| 四四 | 一七、一〇〇 | 一九、八〇〇 |
| 四五 | 一七、八〇〇 | 二〇、五〇〇 |
| 四六 | 一八、五〇〇 | 二一、二〇〇 |
| 四七 | 一九、二〇〇 | 二二、〇〇〇 |
| 四八 | 二〇、〇〇〇 | 二二、八〇〇 |
| 四九 | 二〇、八〇〇 | 二三、六〇〇 |
| 五〇 | 二一、六〇〇 | 二四、四〇〇 |
| 五一 | 二二、四〇〇 | 二五、三〇〇 |
| 五二 | 二三、三〇〇 | 二六、二〇〇 |
| 五三 | 二四、二〇〇 | 二七、三〇〇 |
| 五四 | 二五、一〇〇 | 二八、四〇〇 |
| 五五 | 二六、二〇〇 | 二九、五〇〇 |
| 五六 | 二七、三〇〇 | 三〇、六〇〇 |
| 五七 | 二八、四〇〇 | 三一、七〇〇 |
| 五八 | 二九、五〇〇 | 三二、八〇〇 |
| 五九 | 三〇、六〇〇 | 三三、九〇〇 |
| 六〇 | 三一、九〇〇 | 三五、三〇〇 |
| 六一 | 三三、二〇〇 | 三六、七〇〇 |
| 六二 | 三四、五〇〇 | 三八、一〇〇 |
| 六三 | 三五、九〇〇 | 三九、六〇〇 |
| 六四 | 三七、三〇〇 | 四一、一〇〇 |
| 六五 | 三八、八〇〇 | 四二、七〇〇 |
| 六六 | 四〇、三〇〇 | 四四、三〇〇 |
| 六七 | 四一、八〇〇 | 四五、九〇〇 |
| 六八 | 四三、三〇〇 | 四七、五〇〇 |
| 六九 | 四四、八〇〇 | 四九、一〇〇 |
| 七〇 | 四六、三〇〇 | 五〇、七〇〇 |
| 七一 | 四七、八〇〇 | 五二、三〇〇 |
| 七二 | 四九、五〇〇 | 五三、九〇〇 |
| 七三 | 五一、二〇〇 | 五五、五〇〇 |
| 七四 | 五二、九〇〇 | 五七、三〇〇 |
| 七五 | 五四、八〇〇 | 五九、一〇〇 |
| 七六 | 五六、七〇〇 | 六〇、九〇〇 |
| 七七 | 五八、六〇〇 | 六二、七〇〇 |
| 七八 | 六〇、五〇〇 | 六四、五〇〇 |
| 七九 | 六二、六〇〇 | 六六、三〇〇 |
| 八〇 | 六四、七〇〇 | 六八、一〇〇 |
| 八一 | 六六、八〇〇 | 六九、九〇〇 |
| 八二 | 六九、〇〇〇 | 七二、〇〇〇 |

（内閣総理・各省大臣署名）





## 法律第二百八十六号（昭和二十八年十二月十二日公布）

### ◉保安庁職員給与法の一部を改正する法律

保安庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「別表第二」を「保安大学校その他政令で定める保安庁の機関に勤務する教官その他の政令で定める教育職員（以下「教育職員」という。）以外のもの又は教育職員の区分に応じ、別表第二イ若しくはロ」に改める。

第七条第二項及び第八条第二項中「八十五円」を「九十五円」に、「六十五円」を「七十五円」に改める。

第九条中「職員となつた場合」の下に「及び職員が同一の表（別表第一から別表第三までの表のそれぞれに対応する別表第五から別表第七までの表は、それぞれ対応する表ごとに同一の表とみなす。）の適用を受ける他の職員となつた後においてその者が受けるべき俸給額が他の職員の受けている俸給額と著しく権衡を失すると認められる場合」を加え、「その者」を「それらの者」に改める。

第十八条第二項中「六十五円」を「七十五円」に改める。

第二十五条第二項中「三千円」を「三千二百円」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

**別表第一** 次長及び官房長等俸給表

| 区分 | | 俸給月額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 次長 | | 七五、〇〇〇円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 官房長 局長 | 俸給 | 一号俸 | 二号俸 | 三号俸 | 四号俸 | 五号俸 | 六号俸 | 七号俸 | 八号俸 | 九号俸 | | | | | | | | | | |
| | | 四八、七〇〇円 | 五〇、五〇〇円 | 五二、三〇〇円 | 五四、一〇〇円 | 五五、九〇〇円 | 五七、七〇〇円 | 五九、五〇〇円 | 六一、三〇〇円 | 六三、二〇〇円 | | | | | | | | | | |
| 部課長 員 | 級／俸給 | 一号俸 | 二号俸 | 三号俸 | 四号俸 | 五号俸 | 六号俸 | 七号俸 | 八号俸 | 九号俸 | 十号俸 | 十一号俸 | 十二号俸 | 十三号俸 | 十四号俸 | 十五号俸 | 十六号俸 | 十七号俸 | 十八号俸 | 十九号俸 |
| | 甲級 | 三三、五〇〇円 | 三四、八〇〇円 | 三六、一〇〇円 | 三七、四〇〇円 | 三八、七〇〇円 | 四〇、二〇〇円 | 四一、八〇〇円 | 四三、四〇〇円 | 四五、一〇〇円 | 四六、九〇〇円 | 四八、七〇〇円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 乙級 | 二二、六〇〇 | 二三、四〇〇 | 二四、二〇〇 | 二五、一〇〇 | 二六、〇〇〇 | 二六、九〇〇 | 二七、八〇〇 | 二八、八〇〇 | 二九、八〇〇 | 三一、〇〇〇 | 三二、二〇〇 | 三三、五〇〇 | 三四、八〇〇 | 三六、一〇〇 | 三七、四〇〇 | 三八、七〇〇 | 四〇、二〇〇 | | |
| | 丙級 | 一五、〇〇〇 | 一五、五〇〇 | 一六、一〇〇 | 一六、七〇〇 | 一七、三〇〇 | 一七、九〇〇 | 一八、六〇〇 | 一九、四〇〇 | 二〇、二〇〇 | 二一、〇〇〇 | 二一、八〇〇 | 二二、六〇〇 | 二三、四〇〇 | 二四、二〇〇 | 二五、一〇〇 | 二六、〇〇〇 | 二六、九〇〇 | 二七、八〇〇 | 二八、八〇〇 |

備考　甲、乙及び丙の各級の区分の基準は、総理府令で定める。

別表第二

イ　事務官等（教育職員を除く。）俸給表

| 職務の級 ＼ 俸給 | 一号俸 | 二号俸 | 三号俸 | 四号俸 | 五号俸 | 六号俸 | 七号俸 | 八号俸 | 九号俸 | 十号俸 | 十一号俸 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一 一級 | 四、九〇〇円 | 五、〇〇〇円 | 五、一〇〇円 | 五、二〇〇円 | 五、三〇〇円 | 五、四〇〇円 | 五、五〇〇円 | 五、六〇〇円 | 五、七〇〇円 | 五、八〇〇円 | 五、九〇〇円 |
| 二 | 五、〇〇〇 | 五、一〇〇 | 五、二〇〇 | 五、三〇〇 | 五、四〇〇 | 五、五〇〇 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 |
| 三 | 五、一〇〇 | 五、二〇〇 | 五、三〇〇 | 五、四〇〇 | 五、五〇〇 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 |
| 四 | 五、二〇〇 | 五、三〇〇 | 五、四〇〇 | 五、五〇〇 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 |
| 五 | 五、三〇〇 | 五、四〇〇 | 五、五〇〇 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 |
| 六 | 五、四〇〇 | 五、五〇〇 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 |
| 七 | 五、五〇〇 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 |
| 八 | 五、六〇〇 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 |
| 九 | 五、七〇〇 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 |
| 十 | 五、八〇〇 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 |
| 十一 | 五、九〇〇 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 |
| 十二 | 六、〇〇〇 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 |
| 十三 | 六、一〇〇 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 |
| 十四 | 六、二〇〇 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 |
| 十五 | 六、三〇〇 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 |
| 十六 | 六、四〇〇 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 |
| 十七 | 六、五〇〇 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 |
| 十八 | 六、六〇〇 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 |
| 十九 | 六、七〇〇 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 |
| 二十 | 六、八〇〇 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 |
| 二十一 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 |
| 二十二 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 |
| 二十三 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 |
| 二十四 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 |
| 二十五 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 |
| 二十六 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 |
| 二十七 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 |
| 二十八 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 |
| 二十九 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 |
| 三十 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 |
| 三十一 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 |
| 三十二 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 |
| 三十三 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 |
| 三十四 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 |
| 三十五 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 |
| 三十六 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 |
| 三十七 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 |
| 三十八 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 | 九、六〇〇 |
| 三十九 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 | 九、六〇〇 | 九、七〇〇 |
| 四十 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 | 九、六〇〇 | 九、七〇〇 | 九、八〇〇 |
| 四十一 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 | 九、六〇〇 | 九、七〇〇 | 九、八〇〇 | 九、九〇〇 |
| 四十二 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 | 九、六〇〇 | 九、七〇〇 | 九、八〇〇 | 九、九〇〇 | 十、〇〇〇 |
| 四十三 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 | 九、六〇〇 | 九、七〇〇 | 九、八〇〇 | 九、九〇〇 | 十、〇〇〇 | 十、一〇〇 |
| 四十四 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 | 九、六〇〇 | 九、七〇〇 | 九、八〇〇 | 九、九〇〇 | 十、〇〇〇 | 十、一〇〇 | 十、二〇〇 |
| 四十五 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 | 九、六〇〇 | 九、七〇〇 | 九、八〇〇 | 九、九〇〇 | 十、〇〇〇 | 十、一〇〇 | 十、二〇〇 | 十、三〇〇 |
| 四十六 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 | 九、六〇〇 | 九、七〇〇 | 九、八〇〇 | 九、九〇〇 | 十、〇〇〇 | 十、一〇〇 | 十、二〇〇 | 十、三〇〇 | 十、四〇〇 |
| 四十七 | 九、五〇〇 | 九、六〇〇 | 九、七〇〇 | 九、八〇〇 | 九、九〇〇 | 十、〇〇〇 | 十、一〇〇 | 十、二〇〇 | 十、三〇〇 | 十、四〇〇 | 十、五〇〇 |
| 四十八 | 九、六〇〇 | 九、七〇〇 | 九、八〇〇 | 九、九〇〇 | 十、〇〇〇 | 十、一〇〇 | 十、二〇〇 | 十、三〇〇 | 十、四〇〇 | 十、五〇〇 | 十、六〇〇 |
| 四十九 | 九、七〇〇 | 九、八〇〇 | 九、九〇〇 | 十、〇〇〇 | 十、一〇〇 | 十、二〇〇 | 十、三〇〇 | 十、四〇〇 | 十、五〇〇 | 十、六〇〇 | 十、七〇〇 |
| 五十 | 九、八〇〇 | 九、九〇〇 | 十、〇〇〇 | 十、一〇〇 | 十、二〇〇 | 十、三〇〇 | 十、四〇〇 | 十、五〇〇 | 十、六〇〇 | 十、七〇〇 | 十、八〇〇 |
| 五十一 | 九、九〇〇 | 十、〇〇〇 | 十、一〇〇 | 十、二〇〇 | 十、三〇〇 | 十、四〇〇 | 十、五〇〇 | 十、六〇〇 | 十、七〇〇 | 十、八〇〇 | 十、九〇〇 |
| 五十二 | 十、〇〇〇 | 十、一〇〇 | 十、二〇〇 | 十、三〇〇 | 十、四〇〇 | 十、五〇〇 | 十、六〇〇 | 十、七〇〇 | 十、八〇〇 | 十、九〇〇 | 十一、〇〇〇 |
| 五十三 | 十、一〇〇 | 十、二〇〇 | 十、三〇〇 | 十、四〇〇 | 十、五〇〇 | 十、六〇〇 | 十、七〇〇 | 十、八〇〇 | 十、九〇〇 | 十一、〇〇〇 | 十一、一〇〇 |
| 五十四 | 十、二〇〇 | 十、三〇〇 | 十、四〇〇 | 十、五〇〇 | 十、六〇〇 | 十、七〇〇 | 十、八〇〇 | 十、九〇〇 | 十一、〇〇〇 | 十一、一〇〇 | 十一、二〇〇 |
| 五十五 | 十、三〇〇 | 十、四〇〇 | 十、五〇〇 | 十、六〇〇 | 十、七〇〇 | 十、八〇〇 | 十、九〇〇 | 十一、〇〇〇 | 十一、一〇〇 | 十一、二〇〇 | 十一、三〇〇 |
| 五十六 | 十、四〇〇 | 十、五〇〇 | 十、六〇〇 | 十、七〇〇 | 十、八〇〇 | 十、九〇〇 | 十一、〇〇〇 | 十一、一〇〇 | 十一、二〇〇 | 十一、三〇〇 | 十一、四〇〇 |
| 五十七 | 十、五〇〇 | 十、六〇〇 | 十、七〇〇 | 十、八〇〇 | 十、九〇〇 | 十一、〇〇〇 | 十一、一〇〇 | 十一、二〇〇 | 十一、三〇〇 | 十一、四〇〇 | 十一、五〇〇 |
| 五十八 | 十、六〇〇 | 十、七〇〇 | 十、八〇〇 | 十、九〇〇 | 十一、〇〇〇 | 十一、一〇〇 | 十一、二〇〇 | 十一、三〇〇 | 十一、四〇〇 | 十一、五〇〇 | 十一、六〇〇 |
| 五十九 | 十、七〇〇 | 十、八〇〇 | 十、九〇〇 | 十一、〇〇〇 | 十一、一〇〇 | 十一、二〇〇 | 十一、三〇〇 | 十一、四〇〇 | 十一、五〇〇 | 十一、六〇〇 | 十一、七〇〇 |
| 六十 | 十、八〇〇 | 十、九〇〇 | 十一、〇〇〇 | 十一、一〇〇 | 十一、二〇〇 | 十一、三〇〇 | 十一、四〇〇 | 十一、五〇〇 | 十一、六〇〇 | 十一、七〇〇 | 十一、八〇〇 |
| 六十一 | 十、九〇〇 | 十一、〇〇〇 | 十一、一〇〇 | 十一、二〇〇 | 十一、三〇〇 | 十一、四〇〇 | 十一、五〇〇 | 十一、六〇〇 | 十一、七〇〇 | 十一、八〇〇 | 十一、九〇〇 |
| 六十二 | 十一、〇〇〇 | 十一、一〇〇 | 十一、二〇〇 | 十一、三〇〇 | 十一、四〇〇 | 十一、五〇〇 | 十一、六〇〇 | 十一、七〇〇 | 十一、八〇〇 | 十一、九〇〇 | 十二、〇〇〇 |
| 六十三 | 十一、一〇〇 | 十一、二〇〇 | 十一、三〇〇 | 十一、四〇〇 | 十一、五〇〇 | 十一、六〇〇 | 十一、七〇〇 | 十一、八〇〇 | 十一、九〇〇 | 十二、〇〇〇 | 十二、一〇〇 |
| 六十四 | 十一、二〇〇 | 十一、三〇〇 | 十一、四〇〇 | 十一、五〇〇 | 十一、六〇〇 | 十一、七〇〇 | 十一、八〇〇 | 十一、九〇〇 | 十二、〇〇〇 | 十二、一〇〇 | 十二、二〇〇 |
| 六十五 | 十一、三〇〇 | 十一、四〇〇 | 十一、五〇〇 | 十一、六〇〇 | 十一、七〇〇 | 十一、八〇〇 | 十一、九〇〇 | 十二、〇〇〇 | 十二、一〇〇 | 十二、二〇〇 | 十二、三〇〇 |
| 六十六 | 十一、四〇〇 | 十一、五〇〇 | 十一、六〇〇 | 十一、七〇〇 | 十一、八〇〇 | 十一、九〇〇 | 十二、〇〇〇 | 十二、一〇〇 | 十二、二〇〇 | 十二、三〇〇 | 十二、四〇〇 |
| 六十七 | 十一、五〇〇 | 十一、六〇〇 | 十一、七〇〇 | 十一、八〇〇 | 十一、九〇〇 | 十二、〇〇〇 | 十二、一〇〇 | 十二、二〇〇 | 十二、三〇〇 | 十二、四〇〇 | 十二、五〇〇 |
| 六十八 | 十一、六〇〇 | 十一、七〇〇 | 十一、八〇〇 | 十一、九〇〇 | 十二、〇〇〇 | 十二、一〇〇 | 十二、二〇〇 | 十二、三〇〇 | 十二、四〇〇 | 十二、五〇〇 | 十二、六〇〇 |
| 六十九 | 十一、七〇〇 | 十一、八〇〇 | 十一、九〇〇 | 十二、〇〇〇 | 十二、一〇〇 | 十二、二〇〇 | 十二、三〇〇 | 十二、四〇〇 | 十二、五〇〇 | 十二、六〇〇 | 十二、七〇〇 |
| 七十 | 十一、八〇〇 | 十一、九〇〇 | 十二、〇〇〇 | 十二、一〇〇 | 十二、二〇〇 | 十二、三〇〇 | 十二、四〇〇 | 十二、五〇〇 | 十二、六〇〇 | 十二、七〇〇 | 十二、八〇〇 |
| 七十一 | 十一、九〇〇 | 十二、〇〇〇 | 十二、一〇〇 | 十二、二〇〇 | 十二、三〇〇 | 十二、四〇〇 | 十二、五〇〇 | 十二、六〇〇 | 十二、七〇〇 | 十二、八〇〇 | 十二、九〇〇 |
| 七十二 | 十二、〇〇〇 | 十二、一〇〇 | 十二、二〇〇 | 十二、三〇〇 | 十二、四〇〇 | 十二、五〇〇 | 十二、六〇〇 | 十二、七〇〇 | 十二、八〇〇 | 十二、九〇〇 | 十三、〇〇〇 |
| 七十三 | 十二、一〇〇 | 十二、二〇〇 | 十二、三〇〇 | 十二、四〇〇 | 十二、五〇〇 | 十二、六〇〇 | 十二、七〇〇 | 十二、八〇〇 | 十二、九〇〇 | 十三、〇〇〇 | 十三、一〇〇 |
| 七十四 | 十二、二〇〇 | 十二、三〇〇 | 十二、四〇〇 | 十二、五〇〇 | 十二、六〇〇 | 十二、七〇〇 | 十二、八〇〇 | 十二、九〇〇 | 十三、〇〇〇 | 十三、一〇〇 | 十三、二〇〇 |
| 七十五 | 十二、三〇〇 | 十二、四〇〇 | 十二、五〇〇 | 十二、六〇〇 | 十二、七〇〇 | 十二、八〇〇 | 十二、九〇〇 | 十三、〇〇〇 | 十三、一〇〇 | 十三、二〇〇 | 十三、三〇〇 |
| 七十六 | 十二、四〇〇 | 十二、五〇〇 | 十二、六〇〇 | 十二、七〇〇 | 十二、八〇〇 | 十二、九〇〇 | 十三、〇〇〇 | 十三、一〇〇 | 十三、二〇〇 | 十三、三〇〇 | 十三、四〇〇 |
| 七十七 | 十二、五〇〇 | 十二、六〇〇 | 十二、七〇〇 | 十二、八〇〇 | 十二、九〇〇 | 十三、〇〇〇 | 十三、一〇〇 | 十三、二〇〇 | 十三、三〇〇 | 十三、四〇〇 | 十三、五〇〇 |
| 七十八 | 十二、六〇〇 | 十二、七〇〇 | 十二、八〇〇 | 十二、九〇〇 | 十三、〇〇〇 | 十三、一〇〇 | 十三、二〇〇 | 十三、三〇〇 | 十三、四〇〇 | 十三、五〇〇 | 十三、六〇〇 |
| 七十九 | 十二、七〇〇 | 十二、八〇〇 | 十二、九〇〇 | 十三、〇〇〇 | 十三、一〇〇 | 十三、二〇〇 | 十三、三〇〇 | 十三、四〇〇 | 十三、五〇〇 | 十三、六〇〇 | 十三、七〇〇 |
| 八十 | 十二、八〇〇 | 十二、九〇〇 | 十三、〇〇〇 | 十三、一〇〇 | 十三、二〇〇 | 十三、三〇〇 | 十三、四〇〇 | 十三、五〇〇 | 十三、六〇〇 | 十三、七〇〇 | 十三、八〇〇 |
| 八十一 | 十二、九〇〇 | 十三、〇〇〇 | 十三、一〇〇 | 十三、二〇〇 | 十三、三〇〇 | 十三、四〇〇 | 十三、五〇〇 | 十三、六〇〇 | 十三、七〇〇 | 十三、八〇〇 | 十三、九〇〇 |
| 八十二 | 十三、〇〇〇 | 十三、一〇〇 | 十三、二〇〇 | 十三、三〇〇 | 十三、四〇〇 | 十三、五〇〇 | 十三、六〇〇 | 十三、七〇〇 | 十三、八〇〇 | 十三、九〇〇 | 十四、〇〇〇 |
| 八十三 | 十三、一〇〇 | 十三、二〇〇 | 十三、三〇〇 | 十三、四〇〇 | 十三、五〇〇 | 十三、六〇〇 | 十三、七〇〇 | 十三、八〇〇 | 十三、九〇〇 | 十四、〇〇〇 | 十四、一〇〇 |
| 八十四 | 十三、二〇〇 | 十三、三〇〇 | 十三、四〇〇 | 十三、五〇〇 | 十三、六〇〇 | 十三、七〇〇 | 十三、八〇〇 | 十三、九〇〇 | 十四、〇〇〇 | 十四、一〇〇 | 十四、二〇〇 |
| 八十五 | 十三、三〇〇 | 十三、四〇〇 | 十三、五〇〇 | 十三、六〇〇 | 十三、七〇〇 | 十三、八〇〇 | 十三、九〇〇 | 十四、〇〇〇 | 十四、一〇〇 | 十四、二〇〇 | 十四、三〇〇 |
| 八十六 | 十三、四〇〇 | 十三、五〇〇 | 十三、六〇〇 | 十三、七〇〇 | 十三、八〇〇 | 十三、九〇〇 | 十四、〇〇〇 | 十四、一〇〇 | 十四、二〇〇 | 十四、三〇〇 | 十四、四〇〇 |
| 八十七 | 十三、五〇〇 | 十三、六〇〇 | 十三、七〇〇 | 十三、八〇〇 | 十三、九〇〇 | 十四、〇〇〇 | 十四、一〇〇 | 十四、二〇〇 | 十四、三〇〇 | 十四、四〇〇 | 十四、五〇〇 |
| 八十八 | 十三、六〇〇 | 十三、七〇〇 | 十三、八〇〇 | 十三、九〇〇 | 十四、〇〇〇 | 十四、一〇〇 | 十四、二〇〇 | 十四、三〇〇 | 十四、四〇〇 | 十四、五〇〇 | 十四、六〇〇 |
| 八十九 | 十三、七〇〇 | 十三、八〇〇 | 十三、九〇〇 | 十四、〇〇〇 | 十四、一〇〇 | 十四、二〇〇 | 十四、三〇〇 | 十四、四〇〇 | 十四、五〇〇 | 十四、六〇〇 | 十四、七〇〇 |
| 九十 | 十三、八〇〇 | 十三、九〇〇 | 十四、〇〇〇 | 十四、一〇〇 | 十四、二〇〇 | 十四、三〇〇 | 十四、四〇〇 | 十四、五〇〇 | 十四、六〇〇 | 十四、七〇〇 | 十四、八〇〇 |
| 九十一 | 十三、九〇〇 | 十四、〇〇〇 | 十四、一〇〇 | 十四、二〇〇 | 十四、三〇〇 | 十四、四〇〇 | 十四、五〇〇 | 十四、六〇〇 | 十四、七〇〇 | 十四、八〇〇 | 十四、九〇〇 |
| 九十二 | 十四、〇〇〇 | 十四、一〇〇 | 十四、二〇〇 | 十四、三〇〇 | 十四、四〇〇 | 十四、五〇〇 | 十四、六〇〇 | 十四、七〇〇 | 十四、八〇〇 | 十四、九〇〇 | 十五、〇〇〇 |
| 九十三 | 十四、一〇〇 | 十四、二〇〇 | 十四、三〇〇 | 十四、四〇〇 | 十四、五〇〇 | 十四、六〇〇 | 十四、七〇〇 | 十四、八〇〇 | 十四、九〇〇 | 十五、〇〇〇 | 十五、一〇〇 |
| 九十四 | 十四、二〇〇 | 十四、三〇〇 | 十四、四〇〇 | 十四、五〇〇 | 十四、六〇〇 | 十四、七〇〇 | 十四、八〇〇 | 十四、九〇〇 | 十五、〇〇〇 | 十五、一〇〇 | 十五、二〇〇 |
| 九十五 | 十四、三〇〇 | 十四、四〇〇 | 十四、五〇〇 | 十四、六〇〇 | 十四、七〇〇 | 十四、八〇〇 | 十四、九〇〇 | 十五、〇〇〇 | 十五、一〇〇 | 十五、二〇〇 | 十五、三〇〇 |
| 九十六 | 十四、四〇〇 | 十四、五〇〇 | 十四、六〇〇 | 十四、七〇〇 | 十四、八〇〇 | 十四、九〇〇 | 十五、〇〇〇 | 十五、一〇〇 | 十五、二〇〇 | 十五、三〇〇 | 十五、四〇〇 |
| 九十七 | 十四、五〇〇 | 十四、六〇〇 | 十四、七〇〇 | 十四、八〇〇 | 十四、九〇〇 | 十五、〇〇〇 | 十五、一〇〇 | 十五、二〇〇 | 十五、三〇〇 | 十五、四〇〇 | 十五、五〇〇 |
| 九十八 | 十四、六〇〇 | 十四、七〇〇 | 十四、八〇〇 | 十四、九〇〇 | 十五、〇〇〇 | 十五、一〇〇 | 十五、二〇〇 | 十五、三〇〇 | 十五、四〇〇 | 十五、五〇〇 | 十五、六〇〇 |
| 九十九 | 十四、七〇〇 | 十四、八〇〇 | 十四、九〇〇 | 十五、〇〇〇 | 十五、一〇〇 | 十五、二〇〇 | 十五、三〇〇 | 十五、四〇〇 | 十五、五〇〇 | 十五、六〇〇 | 十五、七〇〇 |
| 百 | 十四、八〇〇 | 十四、九〇〇 | 十五、〇〇〇 | 十五、一〇〇 | 十五、二〇〇 | 十五、三〇〇 | 十五、四〇〇 | 十五、五〇〇 | 十五、六〇〇 | 十五、七〇〇 | 十五、八〇〇 |
| 百一 | 十四、九〇〇 | 十五、〇〇〇 | 十五、一〇〇 | 十五、二〇〇 | 十五、三〇〇 | 十五、四〇〇 | 十五、五〇〇 | 十五、六〇〇 | 十五、七〇〇 | 十五、八〇〇 | 十五、九〇〇 |
| 百二 | 十五、〇〇〇 | 十五、一〇〇 | 十五、二〇〇 | 十五、三〇〇 | 十五、四〇〇 | 十五、五〇〇 | 十五、六〇〇 | 十五、七〇〇 | 十五、八〇〇 | 十五、九〇〇 | 十六、〇〇〇 |

備考　一　一級から十五級までの各級の区分の基準は、総理府令で定める。

二　一級から十五級に格付される官職及びその官職を占める事務官等（教育職員を除く。）の俸給の号俸は、総理府令で定める。



ロ　教育職員俸給表

| 職務の級 ＼ 俸給 | 一号俸 | 二号俸 | 三号俸 | 四号俸 | 五号俸 | 六号俸 | 七号俸 | 八号俸 | 九号俸 | 十号俸 | 十一号俸 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一 一級 | 六、一〇〇円 | 六、二〇〇円 | 六、三〇〇円 | 六、四〇〇円 | 六、五〇〇円 | 六、六〇〇円 | 六、七〇〇円 | 六、八〇〇円 | 六、九〇〇円 | 七、〇〇〇円 | 七、一〇〇円 |
| 二 | 六、九〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 |
| 三 | 七、〇〇〇 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 |
| 四 | 七、一〇〇 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 |
| 五 | 七、二〇〇 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 |
| 六 | 七、三〇〇 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 |
| 七 | 七、四〇〇 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 |
| 八 | 七、五〇〇 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 |
| 九 | 七、六〇〇 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 |
| 十 | 七、七〇〇 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 |
| 十一 | 七、八〇〇 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 |
| 十二 | 七、九〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 |
| 十三 | 八、〇〇〇 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 |
| 十四 | 八、一〇〇 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 |
| 十五 | 八、二〇〇 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 |
| 十六 | 八、三〇〇 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 |
| 十七 | 八、四〇〇 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 |
| 十八 | 八、五〇〇 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 |
| 十九 | 八、六〇〇 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 | 九、六〇〇 |
| 二十 | 八、七〇〇 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 | 九、六〇〇 | 九、七〇〇 |
| 二十一 | 八、八〇〇 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 | 九、六〇〇 | 九、七〇〇 | 九、八〇〇 |
| 二十二 | 八、九〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 | 九、六〇〇 | 九、七〇〇 | 九、八〇〇 | 九、九〇〇 |
| 二十三 | 九、〇〇〇 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 | 九、六〇〇 | 九、七〇〇 | 九、八〇〇 | 九、九〇〇 | 十、〇〇〇 |
| 二十四 | 九、一〇〇 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 | 九、六〇〇 | 九、七〇〇 | 九、八〇〇 | 九、九〇〇 | 十、〇〇〇 | 十、一〇〇 |
| 二十五 | 九、二〇〇 | 九、三〇〇 | 九、四〇〇 | 九、五〇〇 | 九、六〇〇 | 九、七〇〇 | 九、八〇〇 | 九、九〇〇 | 十、〇〇〇 | 十、一

別表第四　昇給期間表

| 職員の区分 / 期間 | 官房長等 | 事務官等 | 保安官及び警備官 |
|---|---|---|---|
| 十二月以上 | 現に受けている俸給月額とその直近上位の俸給月額との差額（以下「差額」という。）が千七百円以上である者 | 差額が千五百円以上である者 | 差額が七十円以上である者 |
| 九月以上 | 差額が八百円以上千七百円未満である者 | 差額が七百五十円以上千五百円未満である者 | 差額が三十円以上七十円未満である者 |
| 六月以上 | 差額が八百円未満である者 | 差額が七百五十円未満である者 | 差額が三十円未満である者 |

別表第五　官房長等通し号俸表

| 号俸 | 俸給月額 |
|---|---|
| 一 | 一五、〇〇〇円 |
| 二 | 一五、五〇〇 |
| 三 | 一六、一〇〇 |
| 四 | 一六、七〇〇 |
| 五 | 一七、三〇〇 |
| 六 | 一七、九〇〇 |
| 七 | 一八、六〇〇 |
| 八 | 一九、四〇〇 |
| 九 | 二〇、二〇〇 |
| 一〇 | 二一、〇〇〇 |
| 一一 | 二一、八〇〇 |
| 一二 | 二二、六〇〇 |
| 一三 | 二三、四〇〇 |
| 一四 | 二四、二〇〇 |
| 一五 | 二五、一〇〇 |
| 一六 | 二六、〇〇〇 |
| 一七 | 二六、九〇〇 |
| 一八 | 二七、八〇〇 |
| 一九 | 二八、八〇〇 |
| 二〇 | 二九、八〇〇 |
| 二一 | 三一、〇〇〇 |
| 二二 | 三一、二〇〇 |
| 二三 | 三二、〇〇〇 |
| 二四 | 三二、八〇〇 |
| 二五 | 三三、六〇〇 |
| 二六 | 三四、四〇〇 |
| 二七 | 三五、二〇〇 |
| 二八 | 三六、〇〇〇 |
| 二九 | 三六、八〇〇 |
| 三〇 | 三七、六〇〇 |
| 三一 | 三八、四〇〇 |
| 三二 | 三九、二〇〇 |
| 三三 | 四〇、〇〇〇 |
| 三四 | 四〇、八〇〇 |
| 三五 | 四一、六〇〇 |
| 三六 | 四二、四〇〇 |
| 三七 | 四三、二〇〇 |
| 三八 | 四四、〇〇〇 |
| 三九 | 四四、八〇〇 |





別表第六　事務官等通し号俸表

| 号俸 | 俸給月額 |
|---|---|
| 一 | 四、九〇〇円 |
| 二 | 五、〇〇〇 |
| 三 | 五、一〇〇 |
| 四 | 五、二〇〇 |
| 五 | 五、三〇〇 |
| 六 | 五、四〇〇 |
| 七 | 五、五〇〇 |
| 八 | 五、六〇〇 |
| 九 | 五、七〇〇 |
| 一〇 | 五、八〇〇 |
| 一一 | 五、九〇〇 |
| 一二 | 六、〇五〇 |
| 一三 | 六、二〇〇 |
| 一四 | 六、四〇〇 |
| 一五 | 六、六〇〇 |
| 一六 | 六、九〇〇 |
| 一七 | 七、二〇〇 |
| 一八 | 七、五〇〇 |
| 一九 | 七、八〇〇 |
| 二〇 | 八、一〇〇 |
| 二一 | 八、四〇〇 |
| 二二 | 八、七〇〇 |
| 二三 | 九、〇〇〇 |
| 二四 | 九、三〇〇 |
| 二五 | 九、六〇〇 |
| 二六 | 一〇、〇〇〇 |
| 二七 | 一〇、四〇〇 |
| 二八 | 一〇、八〇〇 |
| 二九 | 一一、二〇〇 |
| 三〇 | 一一、六〇〇 |
| 三一 | 一二、一〇〇 |
| 三二 | 一二、六〇〇 |
| 三三 | 一三、一〇〇 |
| 三四 | 一三、六〇〇 |
| 三五 | 一四、一〇〇 |
| 三六 | 一四、六〇〇 |
| 三七 | 一五、一〇〇 |
| 三八 | 一五、六〇〇 |
| 三九 | 一六、三〇〇 |
| 四〇 | 一七、〇〇〇 |
| 四一 | 一七、七〇〇 |
| 四二 | 一八、四〇〇 |
| 四三 | 一九、一〇〇 |
| 四四 | 一九、八〇〇 |
| 四五 | 二〇、五〇〇 |
| 四六 | 二一、二〇〇 |
| 四七 | 二一、八〇〇 |
| 四八 | 二二、五〇〇 |
| 四九 | 二三、二〇〇 |
| 五〇 | 二三、九〇〇 |
| 五一 | 二四、六〇〇 |
| 五二 | 二五、三〇〇 |

| | |
|---|---|
| 五三 | 二七、三〇〇 |
| 五四 | 二八、四〇〇 |
| 五五 | 二九、五〇〇 |
| 五六 | 三〇、六〇〇 |
| 五七 | 三一、七〇〇 |
| 五八 | 三二、八〇〇 |
| 五九 | 三三、九〇〇 |
| 六〇 | 三五、三〇〇 |
| 六一 | 三六、七〇〇 |
| 六二 | 三八、一〇〇 |
| 六三 | 三九、六〇〇 |
| 六四 | 四一、一〇〇 |
| 六五 | 四二、七〇〇 |
| 六六 | 四四、三〇〇 |
| 六七 | 四五、九〇〇 |
| 六八 | 四七、五〇〇 |
| 六九 | 四九、一〇〇 |
| 七〇 | 五〇、七〇〇 |
| 七一 | 五二、三〇〇 |
| 七二 | 五三、九〇〇 |
| 七三 | 五五、五〇〇 |
| 七四 | 五七、三〇〇 |
| 七五 | 五九、一〇〇 |
| 七六 | 六〇、九〇〇 |
| 七七 | 六二、七〇〇 |
| 七八 | 六四、五〇〇 |
| 七九 | 六六、三〇〇 |
| 八〇 | 六八、一〇〇 |
| 八一 | 六九、九〇〇 |
| 八二 | 七二、〇〇〇 |

別表第七　保安官及び警備官通し号俸表

| 号俸 | 俸給日額 |
|---|---|
| 一 | 一八〇円 |
| 二 | 一八五 |
| 三 | 一九〇 |
| 四 | 一九五 |
| 五 | 二〇〇 |
| 六 | 二〇五 |
| 七 | 二一〇 |
| 八 | 二一五 |
| 九 | 二二〇 |
| 一〇 | 二二五 |
| 一一 | 二三〇 |
| 一二 | 二三五 |
| 一三 | 二四〇 |
| 一四 | 二四五 |
| 一五 | 二五〇 |
| 一六 | 二五五 |
| 一七 | 二六〇 |
| 一八 | 二六五 |
| 一九 | 二七〇 |
| 二〇 | 二七五 |
| 二一 | 二八〇 |
| 二二 | 二八五 |
| 二三 | 二九〇 |
| 二四 | 二九五 |
| 二五 | 三〇〇 |
| 二六 | 三一五 |
| 二七 | 三三〇 |
| 二八 | 三四五 |
| 二九 | 三六〇 |
| 三〇 | 三七五 |
| 三一 | 三九〇 |
| 三二 | 四〇五 |
| 三三 | 四二〇 |
| 三四 | 四四〇 |
| 三五 | 四六五 |
| 三六 | 四九〇 |
| 三七 | 五一五 |
| 三八 | 五四〇 |
| 三九 | 五六五 |
| 四〇 | 五九〇 |
| 四一 | 六一五 |
| 四二 | 六四〇 |
| 四三 | 六六五 |
| 四四 | 六九〇 |
| 四五 | 七一五 |
| 四六 | 七四〇 |
| 四七 | 七六〇 |
| 四八 | 七八〇 |
| 四九 | 八〇〇 |
| 五〇 | 八二〇 |
| 五一 | 八四〇 |
| 五二 | 八六〇 |
| 五三 | 八八〇 |
| 五四 | 九〇〇 |
| 五五 | 九二〇 |
| 五六 | 九四〇 |
| 五七 | 九六〇 |
| 五八 | 九八〇 |
| 五九 | 一、〇〇〇 |
| 六〇 | 一、〇二〇 |
| 六一 | 一、〇四〇 |
| 六二 | 一、〇六〇 |
| 六三 | 一、〇八〇 |
| 六四 | 一、一〇〇 |
| 六五 | 一、一二〇 |
| 六六 | 一、一四〇 |
| 六七 | 一、一六〇 |
| 六八 | 一、一八〇 |
| 六九 | 一、二〇〇 |
| 七〇 | 一、二二〇 |
| 七一 | 一、二四〇 |
| 七二 | 一、二六〇 |
| 七三 | 一、二八〇 |





| | |
|---|---|
| 八一 | 六九、九〇〇 |
| 八二 | 七二、〇〇〇 |

| | |
|---|---|
| 一一三 | 一、三〇〇 |
| 一一四 | 一、四〇〇 |
| 一一五 | 一、五〇〇 |
| 一一六 | 一、六〇〇 |
| 一一七 | 一、七〇〇 |
| 一一八 | 一、八〇〇 |
| 一一九 | 一、九〇〇 |
| 一二〇 | 二、〇〇〇 |
| 一二一 | 二、一〇〇 |
| 一二二 | 二、二〇〇 |
| 一二三 | 二、三〇〇 |
| 一二四 | 二、四〇〇 |
| 一二五 | 二、五〇〇 |
| 一二六 | 二、六〇〇 |
| 一二七 | 二、七〇〇 |
| 一二八 | 二、八〇〇 |
| 一二九 | 二、九〇〇 |
| 一三〇 | 三、〇〇〇 |
| 一三一 | 三、一〇〇 |
| 一三二 | 三、二〇〇 |
| 一三三 | 三、三〇〇 |
| 一三四 | 三、四〇〇 |
| 一三五 | 三、五〇〇 |
| 一三六 | 三、六〇〇 |
| 一三七 | 三、七〇〇 |
| 一三八 | 三、八〇〇 |
| 一三九 | 三、九〇〇 |
| 一四〇 | 四、〇〇〇 |
| 一四一 | 四、一〇〇 |
| 一四二 | 四、二〇〇 |
| 一四三 | 四、三〇〇 |
| 一四四 | 四、四〇〇 |
| 一四五 | 四、五〇〇 |
| 一四六 | 四、六〇〇 |
| 一四七 | 四、七〇〇 |
| 一四八 | 四、八〇〇 |
| 一四九 | 四、九〇〇 |
| 一五〇 | 五、〇〇〇 |

| | |
|---|---|
| 一五一 | 五、一〇〇 |
| 一五二 | 五、二〇〇 |
| 一五三 | 五、三〇〇 |
| 一五四 | 五、四〇〇 |
| 一五五 | 五、五〇〇 |
| 一五六 | 五、六〇〇 |
| 一五七 | 五、七〇〇 |
| 一五八 | 五、八〇〇 |
| 一五九 | 五、九〇〇 |
| 一六〇 | 六、〇〇〇 |
| 一六一 | 六、一〇〇 |
| 一六二 | 六、二〇〇 |
| 一六三 | 六、三〇〇 |
| 一六四 | 六、四〇〇 |
| 一六五 | 六、五〇〇 |
| 一六六 | 六、六〇〇 |
| 一六七 | 六、七〇〇 |
| 一六八 | 六、八〇〇 |
| 一六九 | 六、九〇〇 |
| 一七〇 | 七、〇〇〇 |
| 一七一 | 七、一〇〇 |
| 一七二 | 七、二〇〇 |
| 一七三 | 七、三〇〇 |
| 一七四 | 七、四〇〇 |
| 一七五 | 七、五〇〇 |
| 一七六 | 七、六〇〇 |
| 一七七 | 七、七〇〇 |
| 一七八 | 七、八〇〇 |
| 一七九 | 七、九〇〇 |
| 一八〇 | 八、〇〇〇 |

| | |
|---|---|
| 二三 | 一、一〇〇 |
| 二四 | 一、二〇〇 |
| 二五 | 一、三〇〇 |
| 二六 | 一、四〇〇 |
| 二七 | 一、五〇〇 |
| 二八 | 一、六〇〇 |
| 二九 | 一、七〇〇 |
| 三〇 | 一、八〇〇 |
| 三一 | 一、九〇〇 |
| 三二 | 二、〇〇〇 |
| 三三 | 二、一〇〇 |
| 三四 | 二、二〇〇 |
| 三五 | 二、三〇〇 |
| 三六 | 二、四〇〇 |
| 三七 | 二、五〇〇 |
| 三八 | 二、六〇〇 |
| 三九 | 二、七〇〇 |
| 四〇 | 二、八〇〇 |
| 四一 | 二、九〇〇 |
| 四二 | 三、〇〇〇 |
| 四三 | 三、一〇〇 |
| 四四 | 三、二〇〇 |
| 四五 | 三、三〇〇 |
| 四六 | 三、四〇〇 |
| 四七 | 三、五〇〇 |
| 四八 | 三、六〇〇 |
| 四九 | 三、七〇〇 |
| 五〇 | 三、八〇〇 |

| | |
|---|---|
| 五一 | 三、九〇〇 |
| 五二 | 四、〇〇〇 |
| 五三 | 四、一〇〇 |
| 五四 | 四、二〇〇 |
| 五五 | 四、三〇〇 |
| 五六 | 四、四〇〇 |
| 五七 | 四、五〇〇 |
| 五八 | 四、六〇〇 |
| 五九 | 四、七〇〇 |
| 六〇 | 四、八〇〇 |
| 六一 | 四、九〇〇 |
| 六二 | 五、〇〇〇 |
| 六三 | 五、一〇〇 |
| 六四 | 五、二〇〇 |
| 六五 | 五、三〇〇 |
| 六六 | 五、四〇〇 |
| 六七 | 五、五〇〇 |
| 六八 | 五、六〇〇 |
| 六九 | 五、七〇〇 |
| 七〇 | 五、八〇〇 |
| 七一 | 五、九〇〇 |
| 七二 | 六、〇〇〇 |
| 七三 | 六、一〇〇 |

**附　則**

1　この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第六項及び附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

2　昭和二十九年一月一日（以下「切替日」という。）における保安庁の課長及び部員

並びに事務官等（保安庁職員給与法（以下「法」という。）第四条第二項に規定する事務官等をいう。以下同じ。）の級又は職務の級は、切替日においてこれらの者が属していた級又は職務の級と同一とする。但し、切替日において改正後の法別表第二ロの適用を受けることとなる教育職員（法第四条第二項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の職務の級は、改正前の法の適用により切替日の前日においてその者が属していた改正前の法別表第二に定める職務の級に対応する左の表の改正後の法別表第二ロに定める職務の級とする。

| 改正前の法の適用により教育職員が属していた改正前の法別表第二に定める職務の級 | 改正後の法別表第二ロに定める職務の級 |
|---|---|
| 四級 | 一級 |
| 五級 | 二級 |
| 六級 | 三級 |
| 七級 | 四級 |
| 八級 | 五級 |
| 九級 | 六級 |
| 十級 | 七級 |
| 十一級 | 八級 |
| 十二級 | 九級 |
| 十三級 | 十級 |
| 十四級 | 十一級 |
| 十五級 | 十二級 |

3　官房長等（法第四条第一項に規定する官房長等をいう。）、事務官等（教育職員を除く。）並びに保安官及び警備官の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日の前日においてこれらの者が受けていた俸給額に対応するこの法律の附則別表第一から附則別表第三までに掲げる新俸給額に対応する改正後の法別表第一、別表第二イ及び別表第三に定める号俸とし、教育職員の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額（改正後の法別表第二ロの四級から十級までの職務の級に属するものとなる教育職員については、その者が受けていた俸給月額に相当する改正前の法別表第六の俸給月額欄の額の直近上位の額とする。）に対応するこの法律の附則別表第二に掲げる新俸給月額に対応する改正後の法別表第二ロに定める号俸とする。

4　前項の規定により求められた職員の新俸給額がその者の属する官職、級、職務の級又は階級における俸給の幅の中にない場合においては、その額をもつてその者の俸給額とする。

5　保安庁の次長、官房長等及び事務官等の切替日における俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額（以下「給与月額」という。）がこの法律の施行により切替日の前日における給与月額に満たないこととなる場合においては、次長にあつてはその差額を、官房長等及び事務官等にあつてはそれらの者の給与月額が切替日の前日における給与月額に達することとなる日までその差額を、それぞれ手当としてそれらの者に支給する。法第十九条の規定は、それらの差額の支給方法について準用する。

6　昭和二十八年における勤勉手当については、法第十八条の二第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十九条の五第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の七十五」と読み替えて法第十八条の二の規定を適用する。

7　昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律（昭和二十八年法律第八十九号）本則第二項の規定は、職員には適用しない。





**附則別表第一**　官房長等の俸給の新旧対照表

| 号俸 | 切替日の前日における俸給月額 | 新俸給月額 |
|---|---|---|
| 一 | 一二、七〇〇円 | 一五、〇〇〇円 |
| 二 | 一三、二〇〇 | 一五、五〇〇 |
| 三 | 一三、七〇〇 | 一六、一〇〇 |
| 四 | 一四、二〇〇 | 一六、七〇〇 |
| 五 | 一四、七〇〇 | 一七、三〇〇 |
| 六 | 一五、三〇〇 | 一七、九〇〇 |
| 七 | 一五、九〇〇 | 一八、六〇〇 |
| 八 | 一六、六〇〇 | 一九、四〇〇 |
| 九 | 一七、三〇〇 | 二〇、二〇〇 |
| 一〇 | 一八、〇〇〇 | 二一、〇〇〇 |
| 一一 | 一八、七〇〇 | 二一、八〇〇 |
| 一二 | 一九、五〇〇 | 二二、六〇〇 |
| 一三 | 二〇、三〇〇 | 二三、四〇〇 |
| 一四 | 二一、一〇〇 | 二四、二〇〇 |
| 一五 | 二一、九〇〇 | 二五、一〇〇 |
| 一六 | 二二、八〇〇 | 二六、〇〇〇 |
| 一七 | 二三、七〇〇 | 二六、九〇〇 |
| 一八 | 二四、六〇〇 | 二七、八〇〇 |
| 一九 | 二五、五〇〇 | 二八、八〇〇 |
| 二〇 | 二六、五〇〇 | 二九、八〇〇 |
| 二一 | 二七、六〇〇 | 三一、〇〇〇 |
| 二二 | 二八、六五〇 | 三二、二〇〇 |

**附則別表第二**　事務官等の俸給の新旧対照表

| 号俸 | 切替日の前日における俸給月額 | 新俸給月額 |
|---|---|---|
| 一 | 四、四〇〇円 | 四、九〇〇円 |
| 二 | 四、五〇〇 | 五、〇〇〇 |
| 三 | 四、六〇〇 | 五、一〇〇 |
| 四 | 四、七〇〇 | 五、二〇〇 |
| 二三 | 二九、九〇〇 | 三三、五〇〇 |
| 二四 | 三一、一五〇 | 三四、八〇〇 |
| 二五 | 三二、四〇〇 | 三六、一〇〇 |
| 二六 | 三三、六五〇 | 三七、四〇〇 |
| 二七 | 三四、九〇〇 | 三八、七〇〇 |
| 二八 | 三六、三〇〇 | 四〇、二〇〇 |
| 二九 | 三七、八〇〇 | 四一、八〇〇 |
| 三〇 | 三九、三〇〇 | 四三、四〇〇 |
| 三一 | 四〇、九〇〇 | 四五、一〇〇 |
| 三二 | 四二、五〇〇 | 四六、九〇〇 |
| 三三 | 四四、二〇〇 | 四八、七〇〇 |
| 三四 | 四五、九〇〇 | 五〇、五〇〇 |
| 三五 | 四七、六〇〇 | 五二、三〇〇 |
| 三六 | 四九、三〇〇 | 五四、一〇〇 |
| 三七 | 五一、〇〇〇 | 五五、九〇〇 |
| 三八 | 五二、七〇〇 | 五七、七〇〇 |
| 三九 | 五四、四〇〇 | 五九、五〇〇 |
| 四〇 | 五六、三〇〇 | 六一、三〇〇 |
| 四一 | 五八、三〇〇 | 六三、二〇〇 |

| 五 | 四、八〇〇 | 五、三〇〇 | 一、一〇〇 |
|---|---|---|---|
| 六 | 四、九〇〇 | 五、四〇〇 | 一、一五〇 |
| 七 | 五、〇〇〇 | 五、六〇〇 | 一、二〇〇 |
| 八 | 五、一〇〇 | 五、七〇〇 | 一、二五〇 |
| 九 | 五、二〇〇 | 五、八〇〇 | 一、三〇〇 |
| 一〇 | 五、三〇〇 | 五、九〇〇 | 一、三五〇 |
| 一一 | 五、四〇〇 | 六、〇五〇 | 一、四〇〇 |
| 一二 | 五、五五〇 | 六、二〇〇 | 一、四五〇 |
| 一三 | 五、七〇〇 | 六、四〇〇 | 一、五〇〇 |
| 一四 | 五、八五〇 | 六、六〇〇 | 一、五五〇 |
| 一五 | 六、〇〇〇 | 六、九〇〇 | 一、六〇〇 |
| 一六 | 六、二〇〇 | 七、二〇〇 | 一、六五〇 |
| 一七 | 六、四〇〇 | 七、五〇〇 | 一、七〇〇 |
| 一八 | 六、六五〇 | 七、八〇〇 | 一、七五〇 |
| 一九 | 六、九〇〇 | 八、一〇〇 | 一、八〇〇 |
| 二〇 | 七、一五〇 | 八、四〇〇 | 一、八五〇 |
| 二一 | 七、四〇〇 | 八、七〇〇 | 一、九〇〇 |
| 二二 | 七、六五〇 | 九、〇〇〇 | 一、九五〇 |
| 二三 | 七、九〇〇 | 九、三〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 二四 | 八、一五〇 | 九、六〇〇 | 二、〇五〇 |
| 二五 | 八、四〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 二、一〇〇 |
| 二六 | 八、六五〇 | 一〇、四〇〇 | 二、一五〇 |
| 二七 | 八、九五〇 | 一〇、八〇〇 | 二、二〇〇 |
| 二八 | 九、二五〇 | 一一、二〇〇 | 二、二五〇 |
| 二九 | 九、五五〇 | 一一、六〇〇 | 二、三〇〇 |
| 三〇 | 九、八五〇 | 一二、〇〇〇 | 二、三五〇 |
| 三一 | 一〇、二五〇 | 一二、六〇〇 | 二、四〇〇 |
| 三二 | 一〇、六五〇 | 一三、一〇〇 | 二、四五〇 |
| 三三 | 一一、一〇〇 | 一三、六〇〇 | 二、五〇〇 |
| 三四 | 一一、五五〇 | 一四、一〇〇 | 二、五五〇 |
| 三五 | 一一、四五〇 | 一四、六〇〇 | 二、六〇〇 |
| 三六 | 一一、九四〇 | 一五、一〇〇 | 二、六五〇 |
| 三七 | 一二、四五〇 | 一五、六〇〇 | 二、七〇〇 |
| 三八 | 一二、九四〇 | 一六、三〇〇 | 二、七五〇 |
| 三九 | 一三、四〇〇 | 一六、九〇〇 | 二、八〇〇 |
| 四〇 | 一三、九四〇 | 一七、五〇〇 | 二、八五〇 |
| 四一 | 一四、四〇〇 | 一八、一〇〇 | 二、九〇〇 |
| 四二 | 一四、九四〇 | 一八、七〇〇 | 二、九五〇 |
| 四三 | 一五、四〇〇 | 一九、三〇〇 | 三、〇〇〇 |
| 四四 | 一五、九四〇 | 一九、九〇〇 | 三、〇五〇 |
| 四五 | 一六、四〇〇 | 二〇、五〇〇 | 三、一〇〇 |
| 四六 | 一六、九四〇 | 二一、一〇〇 | 三、一五〇 |
| 四七 | 一七、四〇〇 | 二一、七〇〇 | 三、二〇〇 |
| 四八 | 一七、九四〇 | 二二、三〇〇 | 三、二五〇 |
| 四九 | 一八、四〇〇 | 二二、九〇〇 | 三、三〇〇 |
| 五〇 | 一八、九四〇 | 二三、五〇〇 | 三、三五〇 |
| 五一 | 一九、四〇〇 | 二四、一〇〇 | 三、四〇〇 |
| 五二 | 一九、九四〇 | 二四、七〇〇 | 三、四五〇 |
| 五三 | 二〇、四〇〇 | 二五、三〇〇 | 三、五〇〇 |
| 五四 | 二〇、九四〇 | 二五、九〇〇 | 三、五五〇 |
| 五五 | 二一、四〇〇 | 二六、五〇〇 | 三、六〇〇 |
| 五六 | 二一、九四〇 | 二七、一〇〇 | 三、六五〇 |
| 五七 | 二二、四〇〇 | 二七、七〇〇 | 三、七〇〇 |
| 五八 | 二二、九四〇 | 二八、三〇〇 | 三、七五〇 |
| 五九 | 二三、四〇〇 | 二八、九〇〇 | 三、八〇〇 |
| 六〇 | 二三、九四〇 | 二九、五〇〇 | 三、八五〇 |





**附則別表第三　保安官及び警備官の俸給の新旧対照表**

| 号俸 | 切替日の前日における俸給日額 | 新俸給日額 |
|---|---|---|
| 一 | 一七〇円 | 一八〇円 |
| 二 | 一七五 | 一八五 |

| 一 | 一八〇 | 三三、二〇〇 | 六一 |
|---|---|---|---|
| 二 | 一八五 | 三三、七〇〇 | 六二 |
| 三 | 一九〇 | 三四、二〇〇 | 六三 |
| 四 | 一九五 | 三四、七〇〇 | 六四 |
| 五 | 二〇〇 | 三五、二〇〇 | 六五 |
| 六 | 二〇五 | 三五、七〇〇 | 六六 |
| 七 | 二一〇 | 三六、二〇〇 | 六七 |
| 八 | 二一五 | 三六、八〇〇 | 六八 |
| 九 | 二二〇 | 三七、四〇〇 | 六九 |
| 一〇 | 二二五 | 三八、〇〇〇 | 七〇 |
| 一一 | 二三〇 | 三八、六〇〇 | 七一 |
| 一二 | 二三五 | 三九、二〇〇 | 七二 |
| 一三 | 二四〇 | 三九、八〇〇 | 七三 |
| 一四 | 二四五 | 四〇、四〇〇 | 七四 |
| 一五 | 二五〇 | 四一、〇〇〇 | 七五 |
| 一六 | 二五五 | 四一、六〇〇 | 七六 |
| 一七 | 二六〇 | 四二、二〇〇 | 七七 |
| 一八 | 二六五 | 四二、八〇〇 | 七八 |
| 一九 | 二七〇 | 四三、四〇〇 | 七九 |
| 二〇 | 二七五 | 四四、〇〇〇 | 八〇 |
| 二一 | 二八〇 | 四四、八〇〇 | 八一 |
| 二二 | 二八五 | 四五、四〇〇 | 八二 |
| 二三 | 二九〇 | 四六、〇〇〇 | 八三 |
| 二四 | 二九五 | 四六、八〇〇 | 八四 |
| 二五 | 三〇〇 | 四七、四〇〇 | 八五 |
| 二六 | 三〇五 | 四八、〇〇〇 | 八六 |
| 二七 | 三一〇 | 四八、八〇〇 | 八七 |
| 二八 | 三一五 | 四九、四〇〇 | 八八 |
| 二九 | 三二〇 | 五〇、〇〇〇 | 八九 |
| 三〇 | 三二五 | 五〇、八〇〇 | 九〇 |
| 三一 | 三三〇 | 五一、四〇〇 | 九一 |
| 三二 | 三三五 | 五二、〇〇〇 | 九二 |
| 三三 | 三四〇 | 五二、八〇〇 | 九三 |
| 三四 | 三四五 | 五三、四〇〇 | 九四 |
| 三五 | 三五〇 | 五四、〇〇〇 | 九五 |
| 三六 | 三五五 | 五四、八〇〇 | 九六 |
| 三七 | 三六〇 | 五五、四〇〇 | 九七 |
| 三八 | 三六五 | 五六、〇〇〇 | 九八 |
| 三九 | 三七〇 | 五六、八〇〇 | 九九 |
| 四〇 | 三七五 | 五七、四〇〇 | 一〇〇 |
| 四一 | 三八〇 | 五八、〇〇〇 | 一〇一 |
| 四二 | 三八五 | 五八、八〇〇 | 一〇二 |
| 四三 | 三九〇 | 五九、四〇〇 | 一〇三 |
| 四四 | 三九五 | 六〇、〇〇〇 | 一〇四 |
| 四五 | 四〇〇 | 六〇、八〇〇 | 一〇五 |
| 四六 | 四〇五 | 六一、四〇〇 | 一〇六 |
| 四七 | 四一〇 | 六二、〇〇〇 | 一〇七 |
| 四八 | 四一五 | 六二、八〇〇 | 一〇八 |
| 四九 | 四二〇 | 六三、四〇〇 | 一〇九 |
| 五〇 | 四二五 | 六四、〇〇〇 | 一一〇 |
| 五一 | 四三〇 | 六四、八〇〇 | 一一一 |
| 五二 | 四三五 | 六五、四〇〇 | 一一二 |
| 五三 | 四四〇 | 六六、〇〇〇 | 一一三 |
| 五四 | 四四五 | 六六、八〇〇 | 一一四 |
| 五五 | 四五〇 | 六七、四〇〇 | 一一五 |
| 五六 | 四五五 | 六八、〇〇〇 | 一一六 |
| 五七 | 四六〇 | 六八、八〇〇 | 一一七 |
| 五八 | 四六五 | 六九、四〇〇 | 一一八 |
| 五九 | 四七〇 | 七〇、〇〇〇 | 一一九 |
| 六〇 | 四七五 | 七〇、八〇〇 | 一二〇 |

| | | |
|---|---|---|
| 三一 | 四五〇 | 五四〇 |
| 三二 | 四六五 | 五五五 |
| 三三 | 四七五 | 五六五 |
| 三四 | 四八五 | 五七五 |
| 三五 | 五〇〇 | 五九〇 |
| 三六 | 五〇五 | 五九五 |
| 三七 | 五二五 | 六一五 |
| 三八 | 五四五 | 六四〇 |
| 三九 | 五五〇 | 六四〇 |
| 四〇 | 五六五 | 六六五 |
| 四一 | 五九〇 | 六九〇 |
| 四二 | 六一五 | 七一五 |
| 四三 | 六四〇 | 七四〇 |
| 四四 | 六六五 | 七七〇 |
| 四五 | 六九〇 | 八〇〇 |
| 四六 | 七一五 | 八三〇 |
| 四七 | 七四五 | 八六〇 |
| 四八 | 七七五 | 八九〇 |
| 四九 | 八一〇 | 九二〇 |
| 五〇 | 八四五 | 九六〇 |
| 五一 | 八八五 | 一、〇〇〇 |
| 五二 | 九二五 | 一、〇四〇 |
| 五三 | 九六五 | 一、〇八〇 |
| 五四 | 一、〇一五 | 一、一三〇 |
| 五五 | 一、〇七〇 | 一、一八〇 |
| 五六 | 一、一三〇 | 一、二三〇 |
| 五七 | 一、一九〇 | 一、二八〇 |
| 五八 | 一、二五〇 | 一、三三〇 |
| 五九 | 一、三一〇 | 一、三九〇 |
| 六〇 | 一、三七〇 | 一、四五〇 |
| 六一 | 一、四三〇 | 一、五一〇 |
| 六二 | 一、四九〇 | 一、五八〇 |
| 六三 | 一、五六〇 | 一、六五〇 |
| 六四 | 一、六三〇 | 一、七二〇 |
| 六五 | 一、七〇〇 | 一、七九〇 |
| 六六 | 一、七八〇 | 一、八六〇 |
| 六七 | 一、八六〇 | 一、九四〇 |
| 六八 | 一、九四〇 | 二、〇二〇 |
| 六九 | 二、〇二〇 | 二、一〇〇 |
| 七〇 | 二、一〇〇 | 二、一八〇 |
| 七一 | 二、一八〇 | 二、二六〇 |
| 七二 | 二、二六〇 | 二、三四〇 |
| 七三 | 二、三五〇 | 二、四二〇 |
| 七四 | 二、四四〇 | 二、五〇〇 |
| 七五 | 二、五五〇 | 二、六七〇 |
| 七六 | 二、六二〇 | 二、七〇〇 |
| 七七 | 二、七一〇 | 二、八〇〇 |
| 七八 | 二、八〇〇 | 二、九二〇 |

（内閣総理・大蔵大臣署名）





**法律第二百八十七号**（昭和二十八年十二月十四日公布）

## ◉町村合併促進法の一部を改正する法律（参法）

町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の二条を加える。

**第十一条の二**　第十条第四項又は第五項の規定により提出された意見が都道府県の境界にわたる市町村の境界変更に関するものであるときは、都道府県知事は、直ちに当該意見を内閣総理大臣に提出するとともに、あわせてその旨を代表者に通知しなければならない。

2　前項の規定による通知がないときは、代表者は、第十条第二項の意見を内閣総理大臣に提出することができる。

3　内閣総理大臣は、第一項又は前項の意見の提出があつたときは、関係のある市町村及び都道府県に対して、期限を定めて当該境界変更に関する意見を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、当該境界変更が市町村の区域を合理化するために必要であると認めるときは、関係のある市町村及び都道府県に対して、当該境界変更に関して勧告することができる。

5　前条の規定の適用については、前項の規定による市町村に対する勧告は、地方自治法第八条の二第一項の規定による町村合併に関する都道府県知事の勧告とみなす。

6　都道府県知事は、都道府県の境界にわたる市町村の境界変更に関し前条第五項の規定による届出を受理したときは、直ちに内閣総理大臣に報告しなければならない。

7　前条第四項の規定により都道府県の境界にわたる市町村の境界変更に関する議会の議決に代る効力を有する投票の結果が確定したときは、当該地域に係る市町村の境界変更に関し地方自治法第七条第三項の規定による当該町村の申請があつたものとみなす。

8　第三項の市町村及び都道府県の意見については、当該市町村又は当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

（都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例）

**第十一条の三**　町村合併により郡の区域の変更を生ずる場合において、都道府県の議会の議員の選挙区に関して必要があるときは、都道府県は、公職選挙法第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、町村合併の行われた日から次の一般選挙により選出される当該都道府県の議会の議員の任期が終る日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併町村の区域が従前属していた郡の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

2　前項の規定により合併町村の区域が従前属していた郡の区域を合わせて一選挙区を設けた場合において、当該選挙区において選挙すべき都道府県の議会の議員の数は、公職選挙法第十五条第七項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、それぞれ従前の選挙区の人口に比例して定めた数の合計数とする。

3　第一項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域に分け

て数開票区を設けるものとする。

第二章中第二十条の次に次の一条を加える。

（財政援助に関する特例）

**第二十条の二**　国は、合併町村が国の行う財政上の援助に関し町村合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）その他政令で定める法律及びこれに基く命令の規定にかかわらず、当該町村合併が行われなかつたものとして当該町村が不利益とならないように措置しなければならない。

第三十三条第一項中「六箇月」を「四箇月」に改め、同条第三項中「処分を行うことができる。」の下に「この場合において、当該処分が郡の境界にわたつて町村を設置するものであるときは、内閣総理大臣は、あわせて当該町村の属すべき郡の区域を定めるものとする。」を加え、同条第六項中「第三項」を「第三項前段」に改める。

第四章中第三十三条の次に次の一条を加える。

（町村合併による都道府県の境界にわたる町村の設置に関する内閣総理大臣の処分）

**第三十三条の二**　町村合併による都道府県の境界にわたる町村の設置は、関係のある町村及び都道府県の申請に基き、内閣総理大臣が定める。この場合においては、内閣総理大臣は、あわせて合併町村の属すべき都道府県及び郡の区域を定めるものとする。

2　前項の規定により内閣総理大臣が合併町村の属すべき都道府県及び郡の区域を定めたときは、関係のある都道府県及び郡の境界は、これに伴い変更するものとする。

3　第一項の申請については、当該町村又は当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

4　第一項の規定による町村の設置に関する関係町村の申請があつた日から四箇月以内に関係のある都道府県の当該町村合併に関する申請がないときは、自治庁長官は、期限を定めて関係のある都道府県の意見を求めるとともに、参与の意見を聴いた後その意見を附してこれを内閣総理大臣に上申するものとする。

5　前項の場合において、内閣総理大臣は、関係町村の申請に係る町村合併が町村の規模の適正化の趣旨に適合すると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、関係町村の申請のみに基いて、当該町村合併の処分を行うことができる。

6　第四項の都道府県の意見については、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

7　地方自治法の適用については、第一項又は第五項の規定による処分は、同法第七条第三項の規定による処分とみなす。

8　前四項の規定は、都道府県の境界にわたる町村の境界の変更に関し地方自治法第七条第三項の規定による関係町村の申請があつた日から四箇月以内に関係のある都道府県のこれに関する申請がない場合に準用する。

第三十六条中「準用する。」の下に『この場合において、第十一条の三中「郡」とあるのは「郡市」と読み替えるものとする。』を加える。

第三十七条第一項中「（第三条及び第九条の規定を除く。）を準用する。」を「（第三条の規定及び第三号から第六号までに掲げるものについて第九条の規定を除く。）を準用する。この場合において、第十一条の三中「郡」とあるのは「郡市」と読み





替えるものとする。」に、同項第二号中「市の区域の一部」を「市の区域の一部又は人口五万未満の市の区域の全部」に、同項第五号及び第六号中「人口五万以上十万未満の市」を「その勧告の際の人口が五万以上十万未満である市」に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（政令への委任）

**第三十九条**　この法律の実施のための手続その他その施行に関して必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　町村職員恩給組合会（昭和二十七年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（町村職員恩給組合の事務又は規約の変更等）

**第四条**　町村職員恩給組合は、共同処理する事務を変更し又は組合の規約を変更しようとするときは組合の議会の議決を経て、その組合を組織する町村の数を増減しようとするときは加入し又は脱退しようとする町村との協議により、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2　町村職員恩給組合に属する町村の廃置分合が行われた場合においては、前項の規定にかかわらず、新たに設置された町村は、その設置の日において組合を組織する町村となるものとし、当該廃置分合に伴う組合を組織する町村の数の増減及び組合の規約の変更は、組合の議会の議決により定める。

3　第一項の協議については、それぞれ当該町村又は当該組合の議会の議決を経なければならない。

第六条の次に次の一条を加える。

（町村の合併により設置された市の町村職員恩給組合への加入等）

**第六条の二**　町村職員恩給組合に属する町村の廃置分合により市が設置された場合又はこれらの町村が市となつた場合において、当該市を一の町村とみなして第四条第二項の規定を適用する。但し、当該市は、その市が設置され又は市となつた日から二箇月以内は、市の議会の議決を経て組合に申し出ることにより、組合を組織する市とならなかつたものとすることができる。

2　前項の規定により町村職員恩給組合を組織する市以外の市（市の加入する市町村の一部事務組合を含む。以下次項において同じ。）は、組合に加入することができる。

3　第一項の規定により町村職員恩給組合を組織する市となつた市及び前項の規定により組合に加入する市は、この法律の適用については、一の町村とみなす。

4　第一項の規定により町村職員恩給組合を組織する市となる場合を除く外、組合に属する町村の区域の全部又は一部が市の区域となる場合及び同項但書の規定により市が組合を組織する市とならなかつた場合においては、当該市は、政令の定めるところにより、関係町村（当該町村の区域がその区域に属していた町村を含む。）の職員であつた者に係る退職年金及び退職一時金に関する事務を承継するものとする。

5　前項の場合においては、当該町村の職員であつた者で引き続いて市の職員となつたものの退職年金又は退職一時金の支給については、その者が当該町村の職員として在職した期間（当該町村の加入する町村職員恩給組合において、当

該町村の職員としての在職期間に通算する期間を含む。）は、条例の定めるところにより、当該市の職員として在職していたものとして取り扱わなければならない。

6　町村職員恩給組合は、政令の定めるところにより、第四項の規定により市に承継される退職年金及び退職一時金に関する事務に係る資金を当該市に引き継がなければならない。

7　第四項の規定による退職年金及び退職一時金に関する事務の承継について、市と町村職員恩給組合との間において意見が一致しないときは、そのいずれかからの申請に基いて、都道府県知事が、これを定める。

（内閣総理大臣署名）





## 法律第二百八十八号（昭和二十八年十二月十四日公布）

### ◉昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律

昭和二十八年度分に限り、地方財政平衡交付金のうち普通交付金の算定に用いる単位費用は、地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十二条第一項の規定にかかわらず、地方団体の種類ごとに左の表の経費の種類の欄に掲げる経費及びその測定単位の欄に掲げる測定単位について、それぞれの単位費用の欄に定めるものとする。

| 地方団体の種類 | 経費の種類 | 測定単位 | 単位費用 |
|---|---|---|---|
| | | | 円　銭 |
| 一　土木費 | | | |
| 1　道路費 | 道路の面積 | 一平方メートルにつき | 一一四九 |
| 2　橋りょう費 | 橋りょうの面積 | 一平方メートルにつき | 一二二四八 |
| 3　河川費 | 河川の延長 | 一メートルにつき | 一九六六 |
| 4　港湾費 | 港湾におけるいかり船泊の延長 | 一メートルにつき | 一、二八四〇〇 |
| | 港湾における防波堤の延長 | 一メートルにつき | 二、二五〇〇〇 |
| 5　その他の土木費 | 人口 | 一人につき | 一六四七 |
| | 面積 | 一平方キロメートルにつき | 四四、九八五〇〇 |
| 二　教育費 | | | |
| 1　小学校費 | 児童数 | 一人につき | 一、六三六〇〇 |
| | 学級数 | 一学級につき | 七三、六二四〇〇 |
| 2　中学校費 | 学校数 | 一校につき | 一七九、二一五〇〇 |
| | 生徒数 | 一人につき | 二、二〇五〇〇 |
| | 学級数 | 一学級につき | 九九、二〇四〇〇 |
| 3　高等学校費 | 学校数 | 一校につき | 一九〇、一〇〇〇〇 |
| | 生徒数 | 一人につき | 九、一〇七〇〇 |
| 4　その他の教育費 | 人口 | 一人につき | 五七七九 |
| 三　厚生労働費 | | | |
| 1　社会福祉費 | 人口 | 一人につき | 一六一三五 |
| 2　衛生費 | 人口 | 一人につき | 一〇七〇四 |
| 3　労働費 | 工場事業場労働者数 | 一人につき | 九一〇〇 |
| | 失業者数 | 一人につき | 三、四六七〇〇 |
| 四　産業経済費 | | | |
| 1　農業行政費 | 耕地の面積 | 一町歩につき | 六九四〇〇 |
| | 農業（蚕業を含む。）の従業者数 | 一人につき | 一、〇四一〇〇 |
| 2　林野行政費 | 民有林野の面積 | 一町歩につき | 六一九〇〇 |
| 3　水産行政費 | 水産業の従業者数 | 一人につき | 六、一七四〇〇 |
| 4　商工行政費 | 商工業の従業者数 | 一人につき | 九九二〇〇 |
| 五　戦災復興費 | 戦争に因る被災地の面積 | 一坪につき | 三〇〇 |

| | | | 市町村 |
|---|---|---|---|
| 六　その他の行政費 | | | |
| 1　徴税費 | 道府県税の税額 | 千円につき | 六三九〇 |
| 2　その他の諸費 | 人口 | 一人につき | 一六四〇〇 |
| 七　災害復旧費 | 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金 | 一円につき | 九五 |
| 一　警察消防費 | | | |
| 1　警察費 | 人口 | 一人につき | 三一五六七 |
| 2　消防費 | 人口 | 一人につき | 一五八四八 |
| 二　土木費 | | | |
| 1　道路費 | 道路の面積 | 一平方メートルにつき | 三六八 |
| 2　橋りょう費 | 橋りょうの面積 | 一平方メートルにつき | 六九六〇 |
| 3　港湾費 | 港湾におけるけい船岸の延長 | 一メートルにつき | 一、二八四〇〇 |
| | 港湾における防波堤の延長 | 一メートルにつき | 二、二五〇〇〇 |
| 4　都市計画費 | 都市計画区域における人口 | 一人につき | 一七六〇 |
| 5　その他の土木費 | 人口 | 一人につき | 九三八 |
| | 面積 | 一平方キロメートルにつき | 三一、三三九〇〇 |
| 三　教育費 | | | |
| 1　小学校費 | 児童数 | 一人につき | 六六八〇〇 |
| | 学級数 | 一学級につき | 二二、二五二〇〇 |
| | 学校数 | 一校につき | 九七、九九〇〇〇 |
| | 生徒数 | 一人につき | 九一〇〇〇 |
| | 学級数 | 一学級につき | 三〇、三四六〇〇 |
| 2　中学校費 | 学校数 | 一校につき | 一三七、五九〇〇〇 |
| 3　高等学校費 | 生徒数 | 一人につき | 九、一〇七〇〇 |
| 4　その他の教育費 | 人口 | 一人につき | 七八八二 |
| 四　厚生労働費 | | | |
| 1　社会福祉費 | 人口 | 一人につき | 一二五一〇 |
| 2　衛生費 | 人口 | 一人につき | 一〇七四四 |
| 3　労働費 | 失業者数 | 一人につき | 三、九一〇〇〇 |
| 五　産業経済費 | 人口 | 一人につき | 一三〇三二 |
| 六　戦災復興費 | 戦争に因る被災地の面積 | 一坪につき | 七〇〇 |
| 七　その他の行政費 | | | |
| 1　徴税費 | 市町村税の税額 | 千円につき | 九五〇二 |
| 2　戸籍住民登録費 | 本籍人口 | 一人につき | 一三八三 |
| | 世帯数 | 一世帯につき | 五七二二 |
| 3　その他の諸費 | 人口 | 一人につき | 四〇八七三 |
| 八　災害復旧費 | 災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金 | 一円につき | 九五 |

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金について適用する。

2　この法律の施行前地方財政平衡交付金法の規定によりすでに地方団体に交付された昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金のうちの普通交付金の額は、この法律の本則の規定を適用して変更されるべき昭和二十八年度分の地方財政平衡交付金のうちの普通交付金の額の概算交付額とみなす。

（内閣総理・大蔵大臣署名）





## 法律第二百八十九号（昭和二十八年十二月十四日公布）

### ◉町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律（衆法）

警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）第四十条の三第六項の規定に基き警察維持に関する責任の転移が行われることに決定した旨の報告のあつた町村のうち、当該町村長がその議会の同意を得て、警察維持に関する責任の転移の時期を同条第八項に規定する時期より繰り上げたい旨を国家公安委員会を経て内閣総理大臣に申請し、その承認を得たものについては、その警察維持に関する責任の転移は、同条同項の規定にかかわらず、その承認のあつた月の翌月一日に行われるものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律（昭和二十八年法律第七十六号）は、廃止する。

（内閣総理大臣署名）

## 法律第二百九十号（昭和二十八年十二月十四日公布）

### ◉租税特別措置法の一部を改正する法律（参法）

租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の六第一項各号列記以外の部分中「取引に因る収入金額」の下に「（製糸業者、紡績業者又は織物業者（織物の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。以下同じ。）の第二号又は第三号に掲げる取引の場合にあつては、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、その委託に因りその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額）」を加え、同項第五号を第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　製糸業者、紡績業者又は織物業者の製造する繊維製品に係るこれらの者の委託を受けて行う輸出のための製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工

第七条の六第二項中「第五号」を「第六号」に改め、同条第三項及び第四項中「第三号又は第四号」を「第三号から第五号まで」に改め、同条第五項中「物品の加工」の下に「若しくは製糸業者、紡績業者若しくは織物業者の委託を受けて、繊維製品について製織加工、メリヤス加工、染色加工若しくは整理加工」を加え、「第三号又は第四号」を「第三号から第五号まで」に改める。

第七条の七第一項中「取引に因る収入金額」の下に「（製糸業者、紡績業者又は織物業者の同項第二号又は第三号に掲げる取引の場合にあつては、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、その委託に因りその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額）」を加え、同条第三項及び第四項中「第三号又は第四号」を「第三号から第五号まで」に改め、同条第五項中「物品の加工」の下に「若しくは製糸業者、紡績業者若しくは織物業者の委託を受けて繊維製品について製織加工、メリヤス加工、染色加工若しくは整理加工」を加え、「第三号又は第四号」を「第三号から第五号まで」に改める。

**附　則**

1　この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

2　この法律施行前に契約された製糸業者、紡績業者及び織物業者（織物の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。）の委託に係る加工の取引については、なお従前の例による。

（大蔵・内閣総理大臣署名）



## 法律第二百九十一号（昭和二十八年十二月二十九日公布）

### ◉裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「四万三千三百円又は三万八千八百円」を「四万七千五百円又は四万二千七百円」に、「五万六千七百円」を「六万九百円」に改める。

別表中判事、判事補及び簡易裁判所判事の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 判事 | 一号 | 七二、〇〇〇円 |
| | 二号 | 六六、三〇〇円 |
| | 三号 | 六〇、九〇〇円 |
| | 四号 | 五五、五〇〇円 |
| | 五号 | 五〇、七〇〇円 |
| 判事補 | 一号 | 三九、六〇〇円 |
| | 二号 | 三八、一〇〇円 |
| | 三号 | 三五、三〇〇円 |
| | 四号 | 三一、七〇〇円 |
| | 五号 | 二八、四〇〇円 |
| | 六号 | 二六、二〇〇円 |
| 簡易裁判所判事 | 七号 | 二四、四〇〇円 |
| | 八号 | 二二、〇〇〇円 |
| | 九号 | 一七、七〇〇円 |
| | 十号 | 一七、〇〇〇円 |
| | 十一号 | 一五、六〇〇円 |
| | 一号 | 五五、五〇〇円 |
| | 二号 | 五〇、七〇〇円 |
| | 三号 | 四七、五〇〇円 |
| | 四号 | 四二、七〇〇円 |
| | 五号 | 三九、六〇〇円 |
| | 六号 | 三八、一〇〇円 |
| | 七号 | 三五、三〇〇円 |
| | 八号 | 三一、七〇〇円 |
| | 九号 | 二八、四〇〇円 |
| | 十号 | 二六、二〇〇円 |
| | 十一号 | 二四、四〇〇円 |
| | 十二号 | 二二、〇〇〇円 |
| | 十三号 | 一七、七〇〇円 |
| | 十四号 | 一七、〇〇〇円 |
| | 十五号 | 一五、六〇〇円 |

**附　則**

この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

（法務・大蔵・内閣総理大臣署名）

**法律第二百九十二号**（昭和二十八年十二月二十九日公布）

## ◉検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「六万九千円」を「七万二千円」に、「三万八千八百円」を「四万二千七百円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

| 区分 | 俸給月額 |
|---|---|
| 検事総長 | 八八、〇〇〇円 |
| 次長検事 | 七三、〇〇〇円 |
| 東京高等検察庁検事長 | 七八、〇〇〇円 |
| その他の検事長 | 七三、〇〇〇円 |
| 一号 | 六六、三〇〇円 |
| 二号 | 六〇、九〇〇円 |
| 三号 | 五五、五〇〇円 |
| 四号 | 五〇、七〇〇円 |
| 五号 | 四七、五〇〇円 |
| 六号 | 四二、七〇〇円 |
| 七号 | 三九、六〇〇円 |
| 八号 | 三八、一〇〇円 |

| 検事 | | 俸給月額 |
|---|---|---|
| 九号 | | 三五、三〇〇円 |
| 十号 | | 三一、七〇〇円 |
| 十一号 | | 二八、四〇〇円 |
| 十二号 | | 二六、二〇〇円 |
| 十三号 | | 二四、四〇〇円 |
| 十四号 | | 二二、〇〇〇円 |
| 十五号 | | 一九、八〇〇円 |
| 十六号 | | 一七、七〇〇円 |
| 十七号 | | 一七、〇〇〇円 |
| 十八号 | | 一五、六〇〇円 |
| 副検事 | 一号 | 三九、六〇〇円 |
| | 二号 | 三八、一〇〇円 |
| | 三号 | 三五、三〇〇円 |
| | 四号 | 三一、七〇〇円 |
| | 五号 | 二八、四〇〇円 |
| | 六号 | 二六、二〇〇円 |
| | 七号 | 二四、四〇〇円 |
| | 八号 | 二二、〇〇〇円 |
| | 九号 | 一九、八〇〇円 |
| | 十号 | 一七、七〇〇円 |
| | 十一号 | 一七、〇〇〇円 |
| | 十二号 | 一五、六〇〇円 |
| | 十三号 | 一四、六〇〇円 |
| | 十四号 | 一三、六〇〇円 |

**附則**

この法律中検事及び副検事に係る部分は昭和二十九年一月一日から、その他の部分は公布の日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）